

サステイナブルな資本主義に向けた好循環の実現

～分厚い中間層の形成に向けた検討会議 報告～

説明資料

2023年4月26日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. はじめに
2. マクロ経済環境の低迷と中間層の衰退
3. 官民連携による「ダイナミックな経済財政運営」による
経済再生
4. 公正・公平で安心な全世代型社会保障・税制の構築
5. 労働分野における課題

1. はじめに

行き過ぎた株主資本主義・市場原理主義により、
格差の拡大・再生産・固定化等の**社会課題が深刻**に

さらに、**わが国経済は長きにわたり低迷**

様々な社会課題の解決と持続的な経済成長を目指す

「サステイナブルな資本主義」において、
「分厚い中間層」が**中心的な役割を担う**

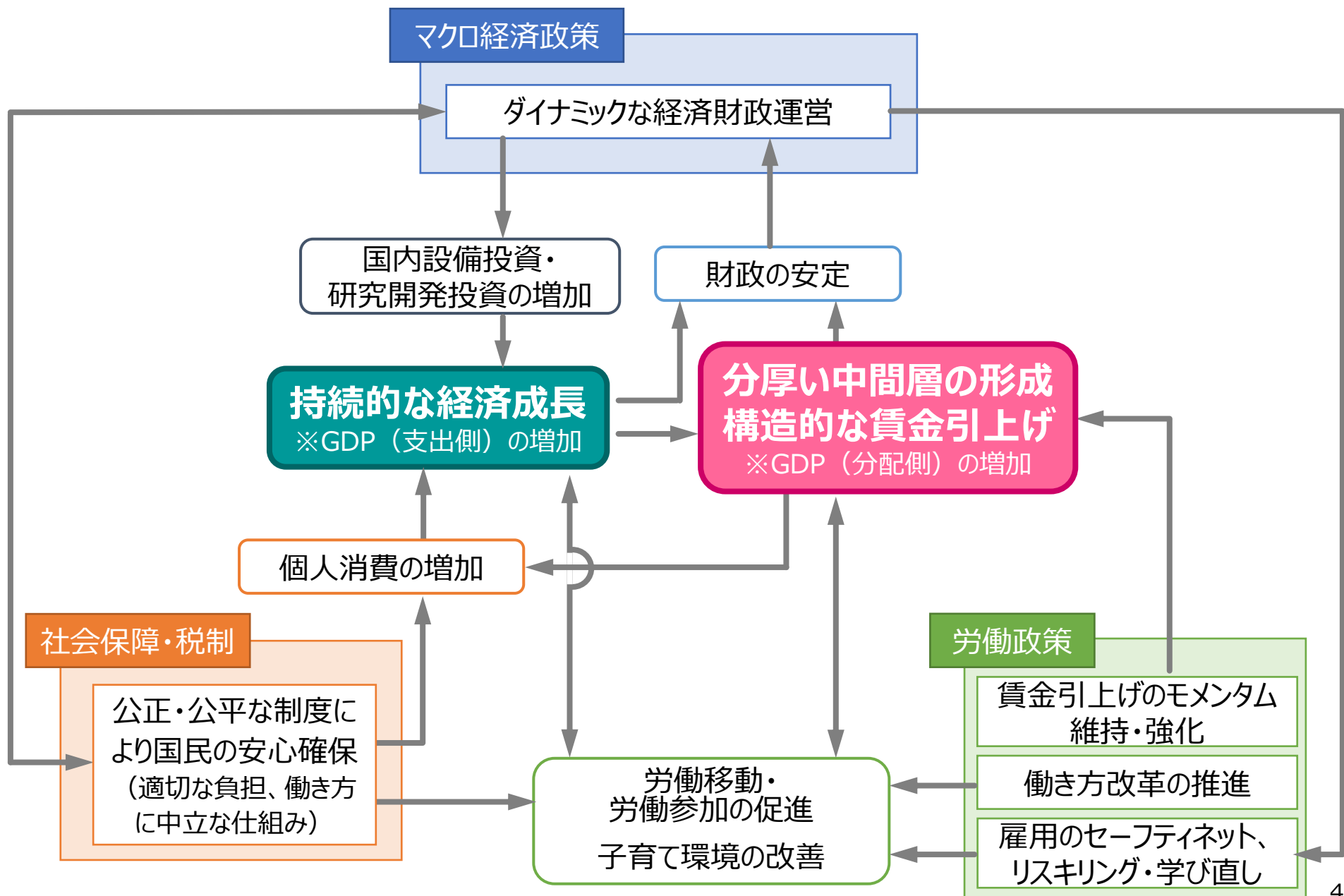
分厚い中間層の形成は、格差問題の解決に直結するとともに、
新たな需要を生み出し、経済活動を活発化させる

目指すべき姿

多くの人々が中間層として経済的な豊かさを実感し、
多様なウェルビーイングやそれぞれの希望が叶えられる社会
(たとえば、結婚や子どもを持つことの希望が叶えられる)

2030年を目途に分厚い中間層を形成する

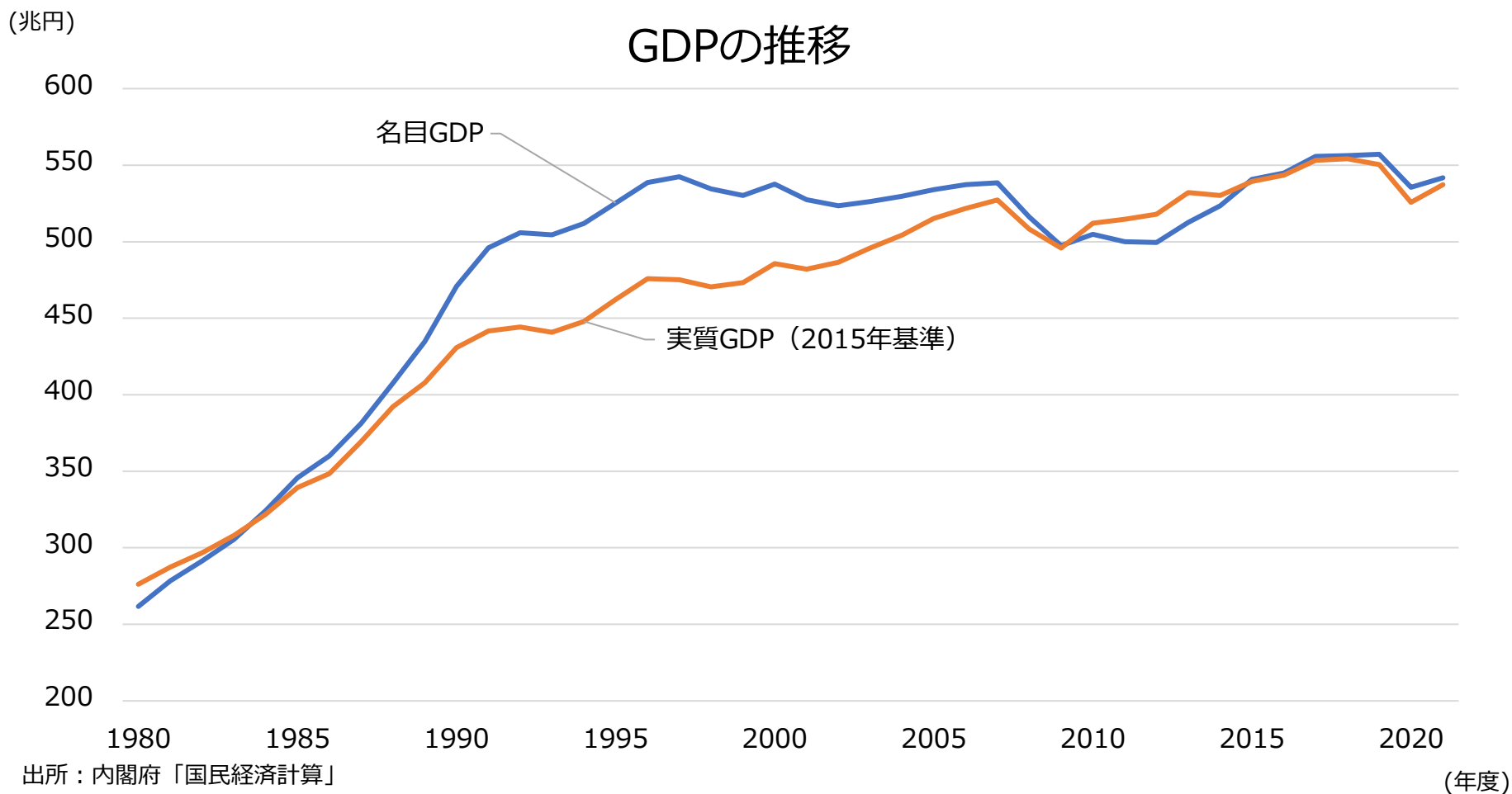
マクロ経済政策、**社会保障・税制**、**労働政策**の3つが大きな柱であり、
部分的な改革ではなく、**全体感を持って取り組む必要**



	政府の役割	企業の役割
マクロ経済政策	<ul style="list-style-type: none"> • 民間の予見可能性を高める長期計画的な政府投資や、規制改革等による民間投資環境の改善 • ワイズスペンディングを徹底し、重点分野（社会課題の解決、生産性向上、イノベーション・新産業創出等）へ集中的に財政投下 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な国内設備投資・研究開発投資（その結果、企業の貯蓄超過は解消） • マルチステークホルダーに配慮した適切な分配構造の確立（特に中小企業を含む構造的な賃金引上げの実現）
社会保障・税制	<ul style="list-style-type: none"> • 公正・公平、適切な給付と負担の実現（現役世代に過重な負担構造の見直し） • 働き方に中立な制度の実現 • マイナンバーの徹底活用、社会保障分野でのDXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> • 「人への投資」の促進 • 賃金引上げのモメンタムの維持・強化 • 円滑な労働移動の推進 • 働き方改革の推進、両立支援等の整備
労働政策	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用のセーフティネットを「雇用維持型」から「労働移動推進型」へと移行 	<ul style="list-style-type: none"> • DE & I (Diversity, Equity & Inclusion) の浸透

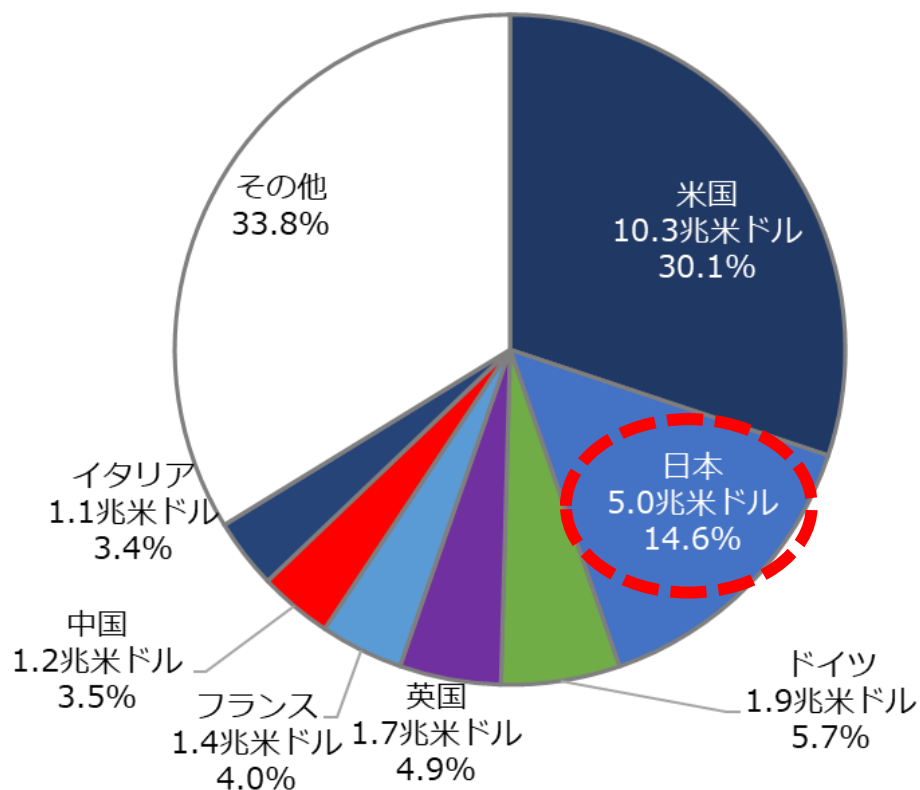
2. マクロ経済環境の低迷と 中間層の衰退

➤ わが国のGDPは、1990年代以降、バブル崩壊と金融危機を経て、停滞が長期化



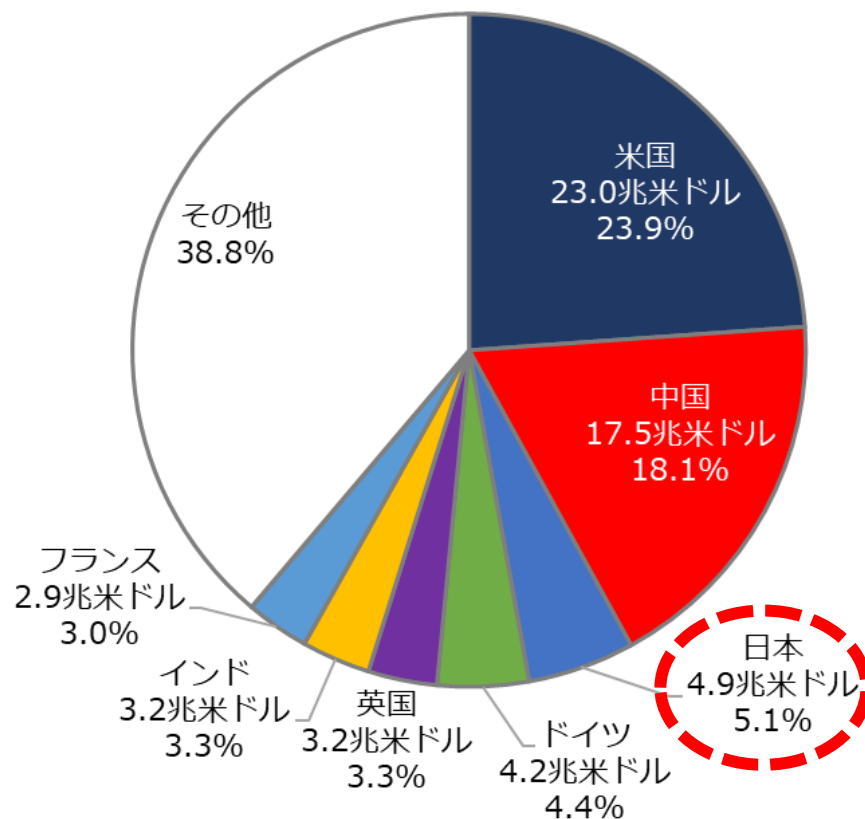
- 日本経済が長期低迷する一方、諸外国は成長を続けた結果、世界経済に占める日本のシェアは大きく低下

2000年GDPシェア
(全世界GDP34.0兆米ドル)



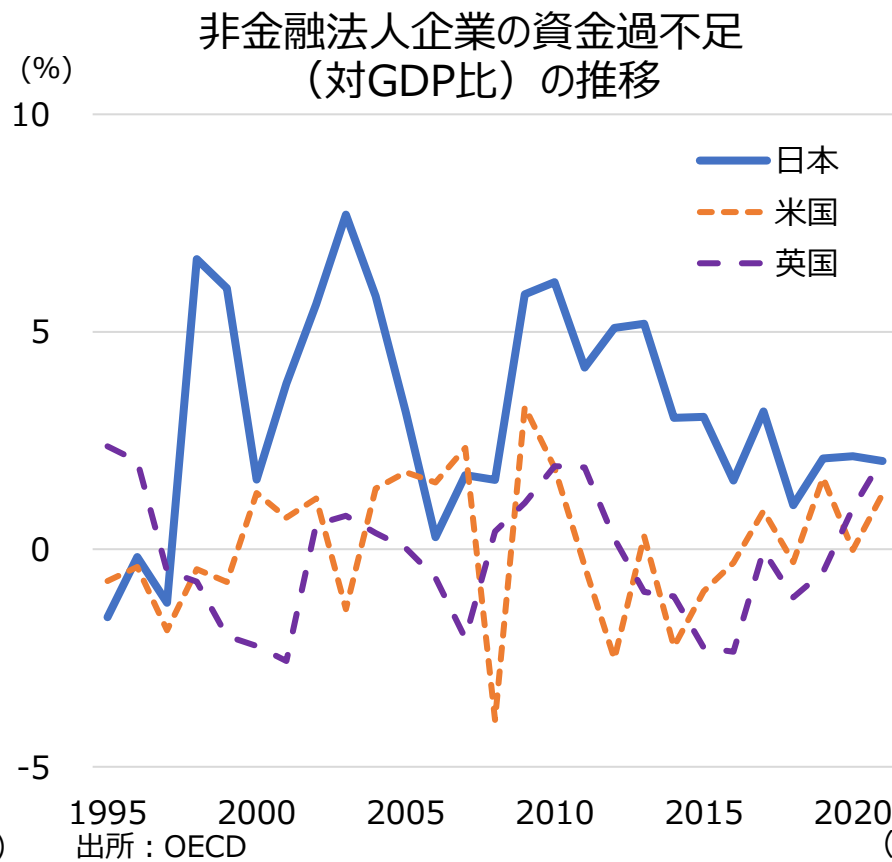
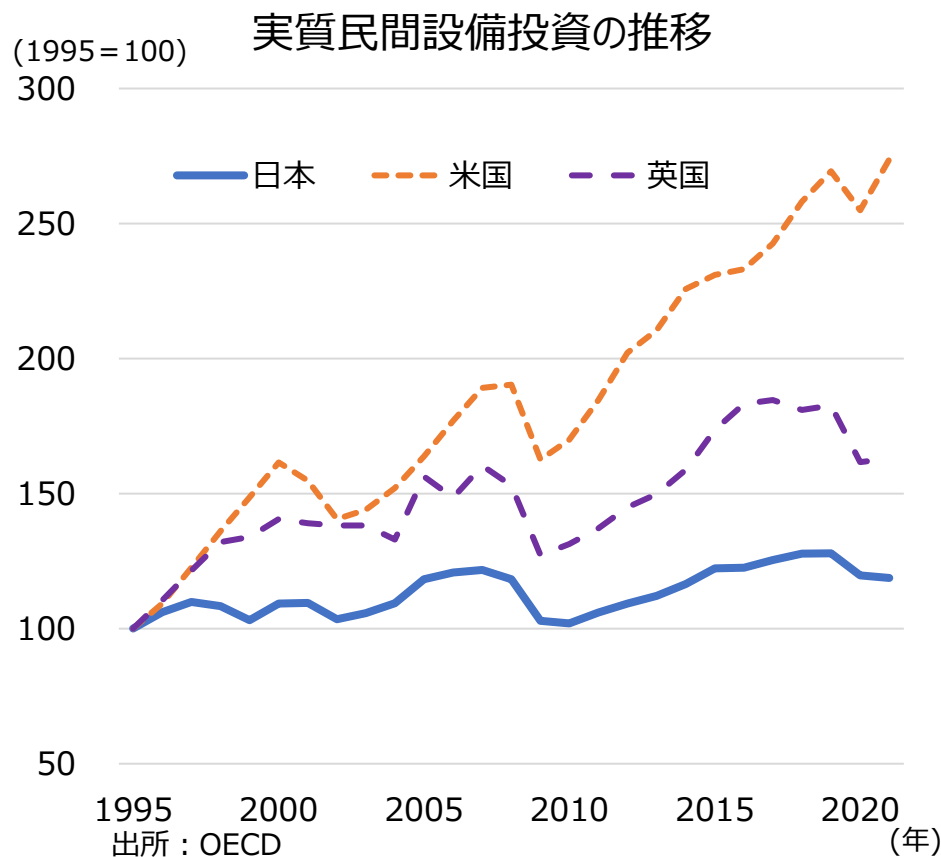
出所：IMF

2021年GDPシェア
(全世界GDP96.3兆米ドル)

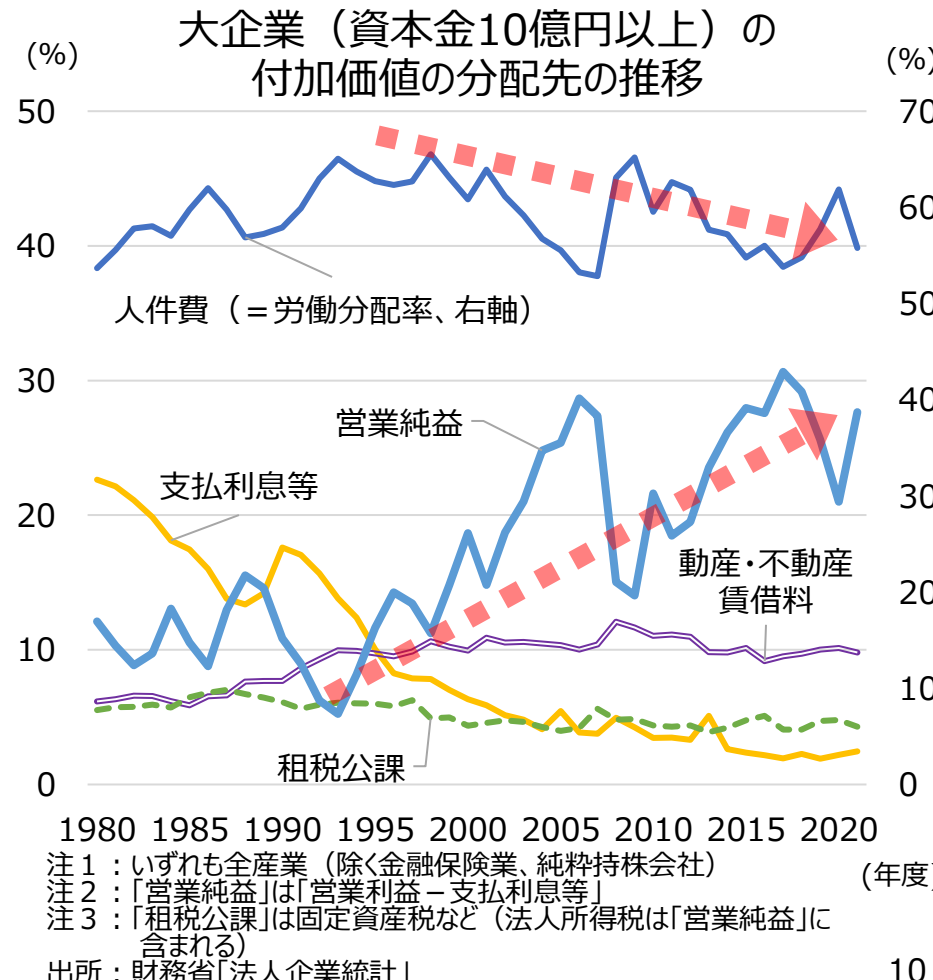
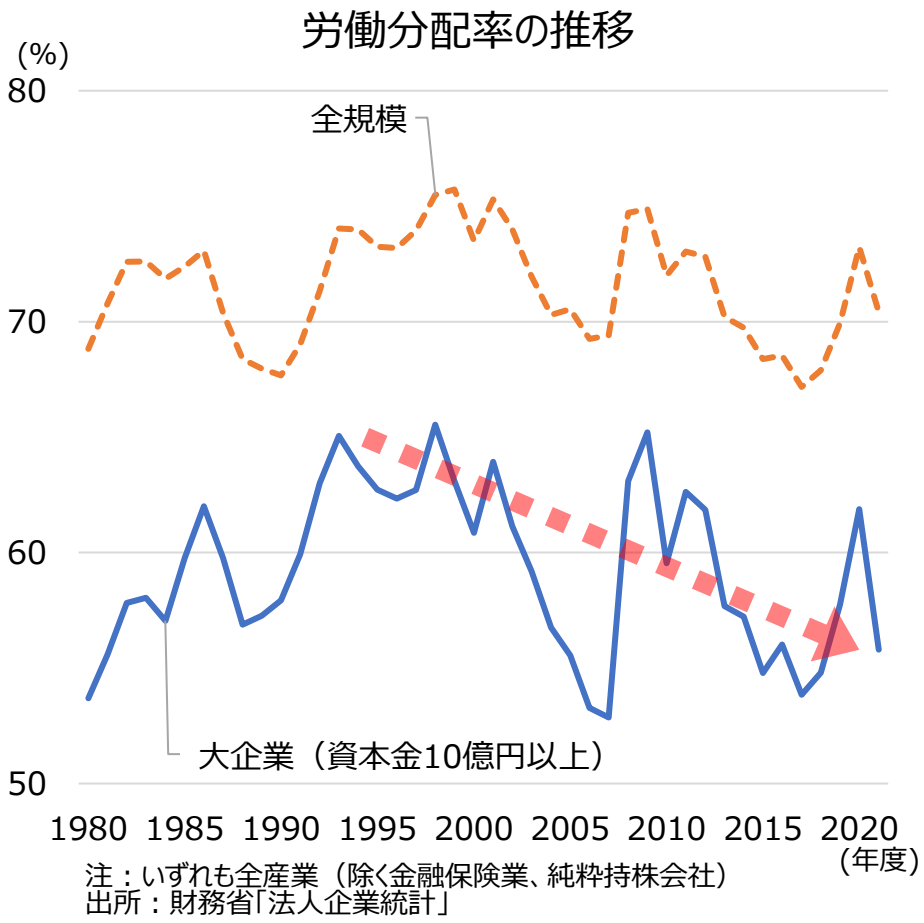


出所：IMF

- 日本の民間設備投資は、他の先進国と比較して、低位で推移
- 国内市場の成長力が乏しかったため、企業は海外に成長機会を見出し、その結果、対外直接投資残高は1995年度末の13兆円から2022年末の192兆円と、約15倍に拡大（日本銀行「資金循環統計」より）
- その結果、企業の資金過不足は貯蓄超過傾向が継続

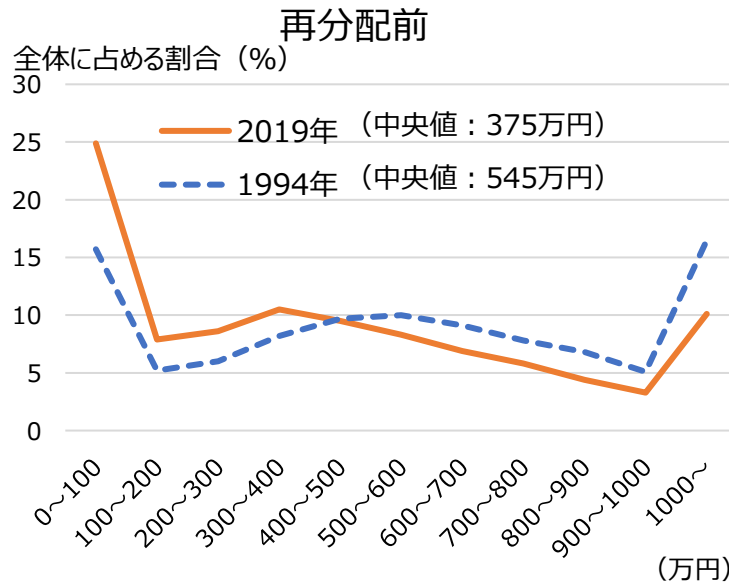


- 労働分配率は低下傾向
- 大企業の付加価値の分配先として、営業純益の比率が増加（内部留保、配当・自己株買の原資に）

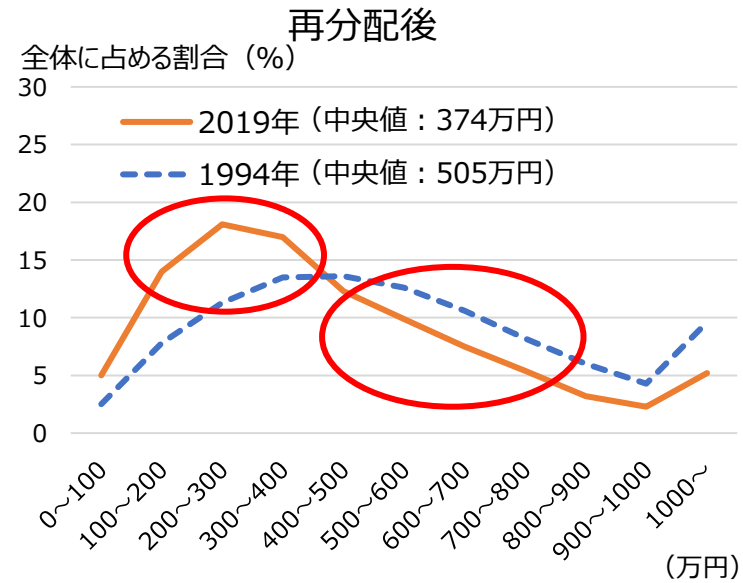


- 2019年の世帯所得（再分配後）を1994年と比較すると、
 - ◆ 400万円未満の世帯が増加する一方、400万円以上の世帯が減少
 - ◆ 中央値は505万円から374万円に低下
- 再分配前の所得についても、同様の傾向

全世帯の所得分布



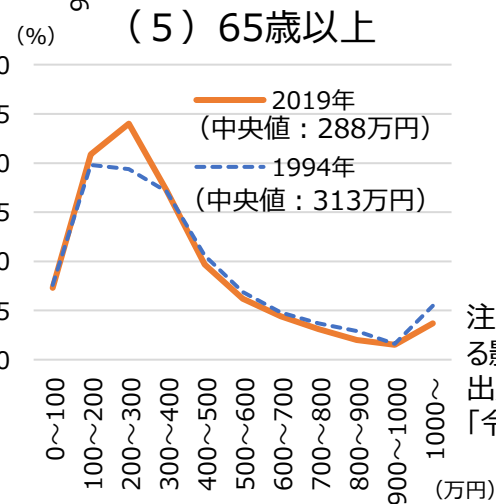
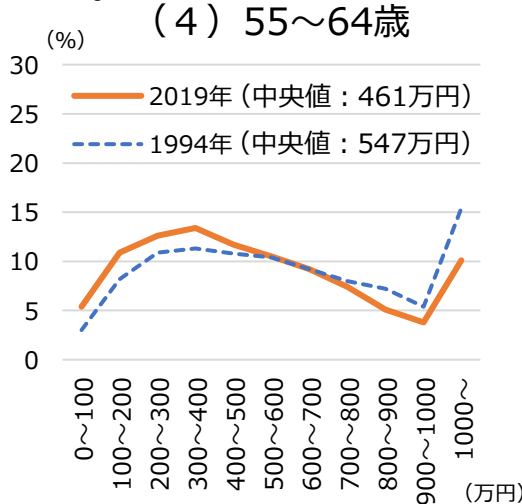
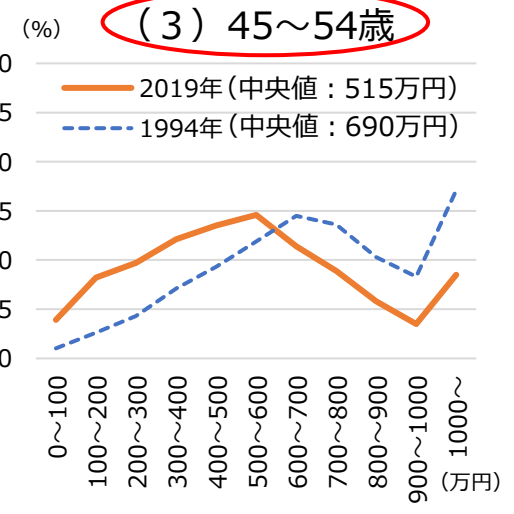
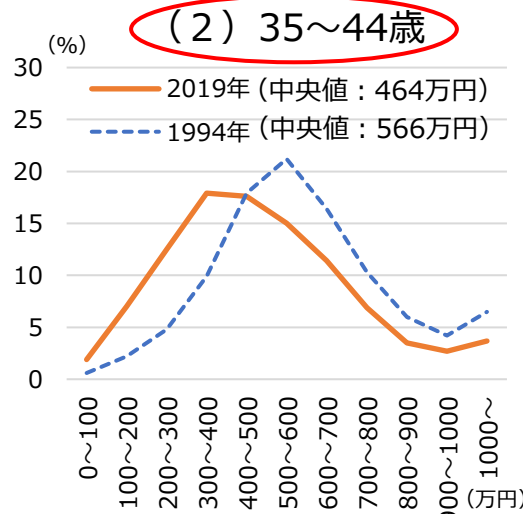
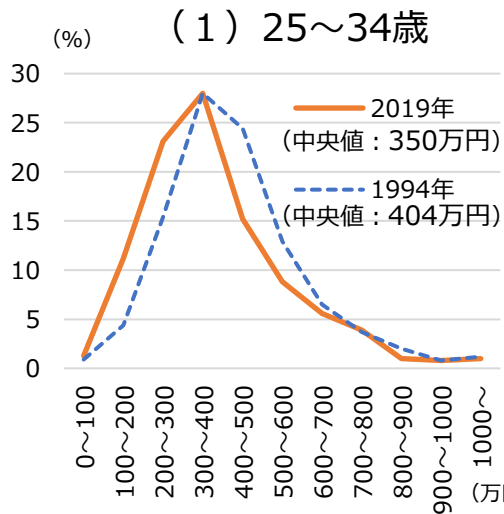
注：世帯人員数の変化等による影響が含まれる点に留意。
出所：内閣府「令和4年度経済財政白書」



注：世帯人員数の変化等による影響が含まれる点に留意。
出所：内閣府「令和4年度経済財政白書」

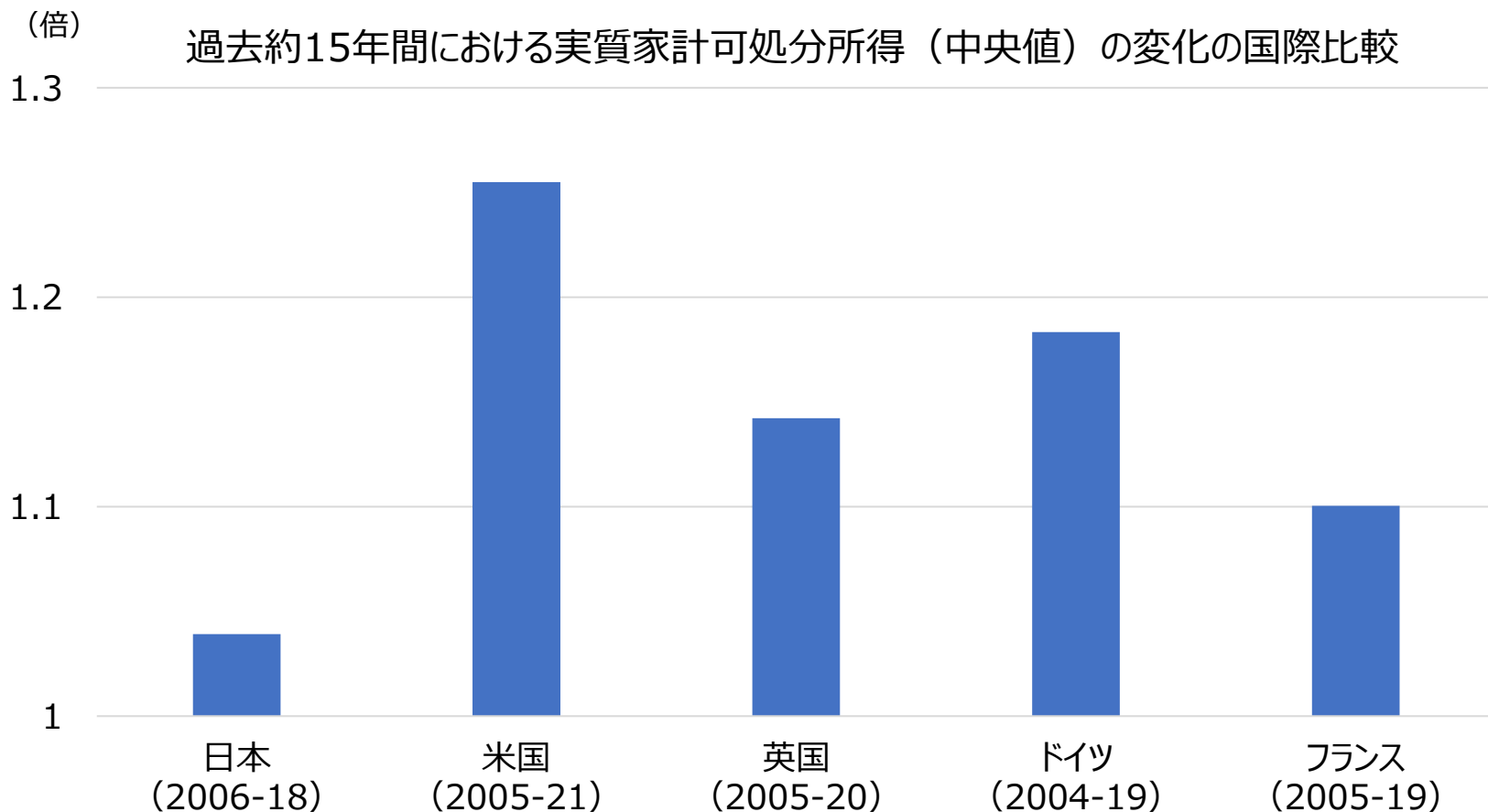
➤ 年代別では、特に35歳～54歳の世代で、中央値が大きく低下

年代別の世帯所得分布（再分配後）



注：世帯人員数の変化等による影響が含まれる点に留意。
出所：内閣府「令和4年度経済財政白書」

- ここ15年間ほど、日本の実質家計可処分所得（中央値）は、主要先進国との比較で大きく見劣り

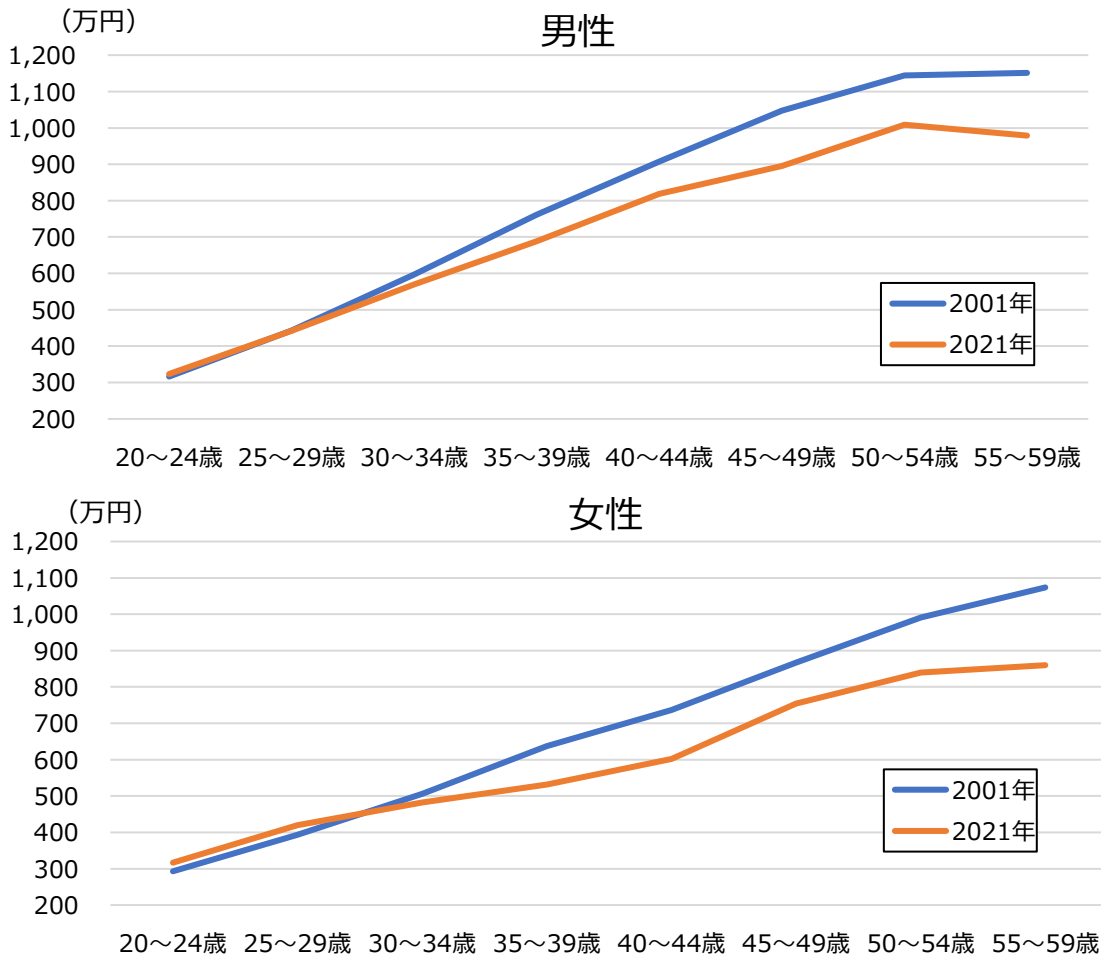


注：国名の下に記載は、比較している調査年。名目値を家計最終消費支出デフレーターで実質化し算出。

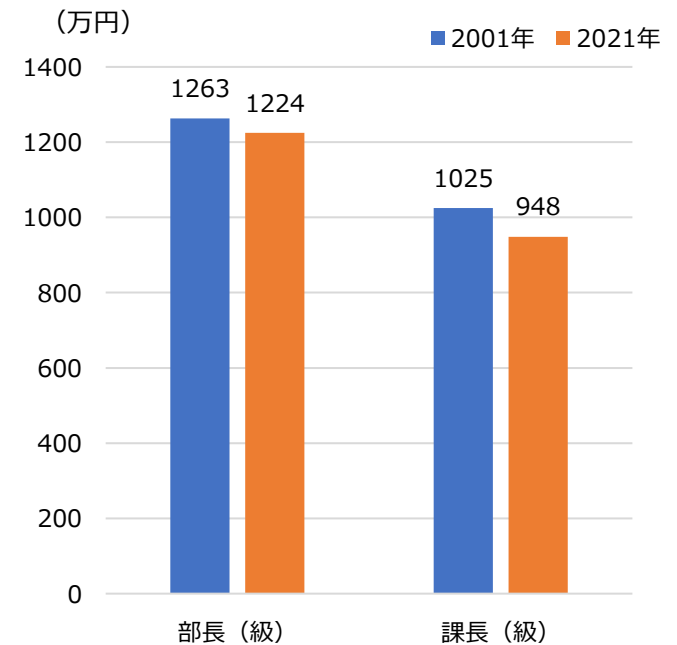
出所：OECD

- 20年前と比較して、男女ともに、30代以上の賃金は低下
- 役職別の賃金をみても、20年間で小幅に低下

大卒労働者の賃金カーブ（大企業）



役職別の賃金の変化 (大企業、大卒、男性)



注：大企業とは、常用労働者数が1000人以上の企業を指す。

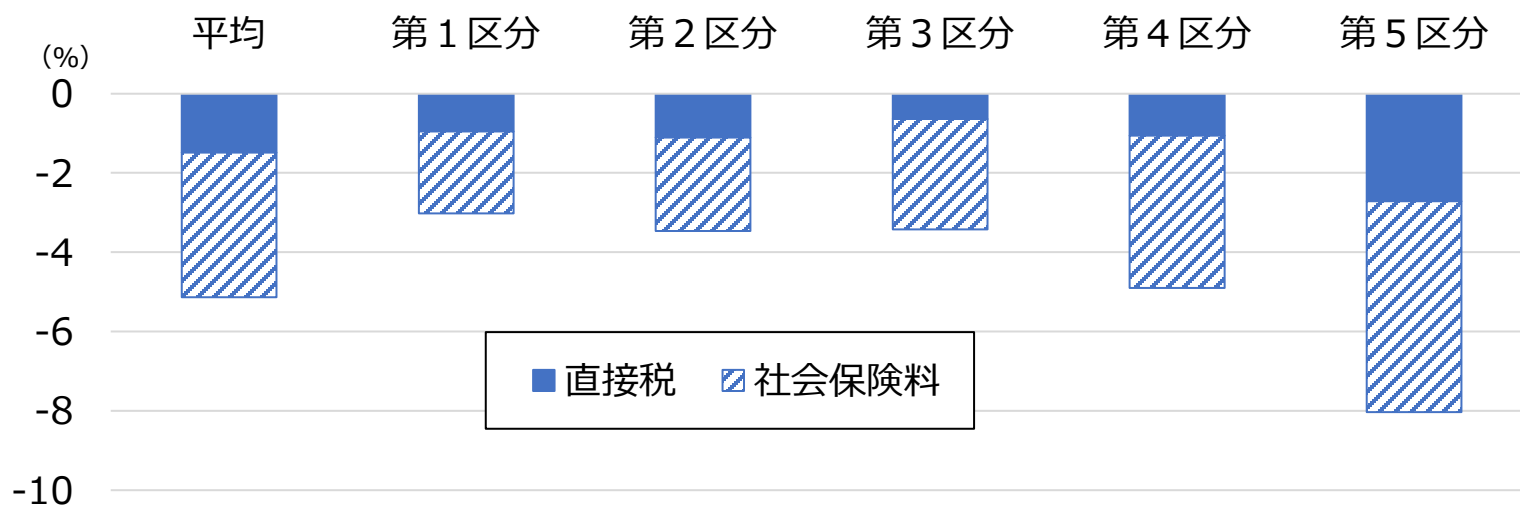
出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注：大企業とは、常用労働者数が1000人以上の企業を指す。

出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- この20年間で、社会保険料・税による負担は、収入を問わず、現役世代の可処分所得を下押し
- とくに、社会保険料による下押しが大きい

年間収入階級別の社会保険料・直接税による可処分所得への寄与度
(2000年から2021年、2人以上勤労者世帯)



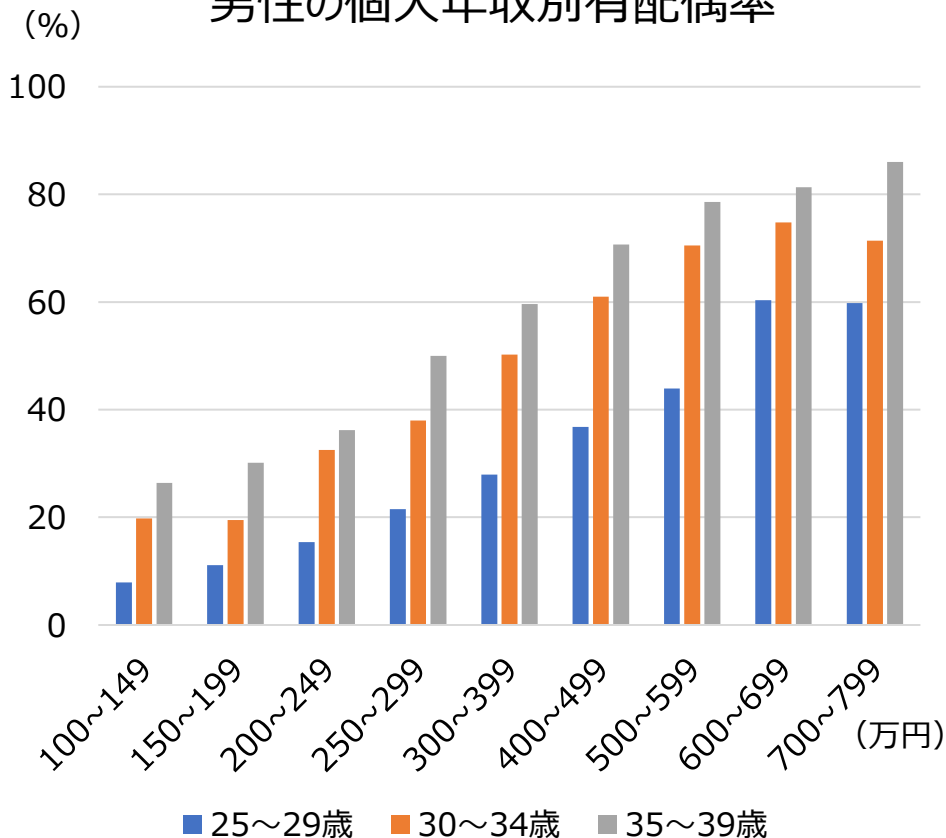
注1:区分とは、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番（第1区分→第5区分）に並べ、それを調整集計世帯数の上で五分して五つのグループを作った場合の各グループ。

注2:可処分所得は実収入から非消費支出の差で計算。

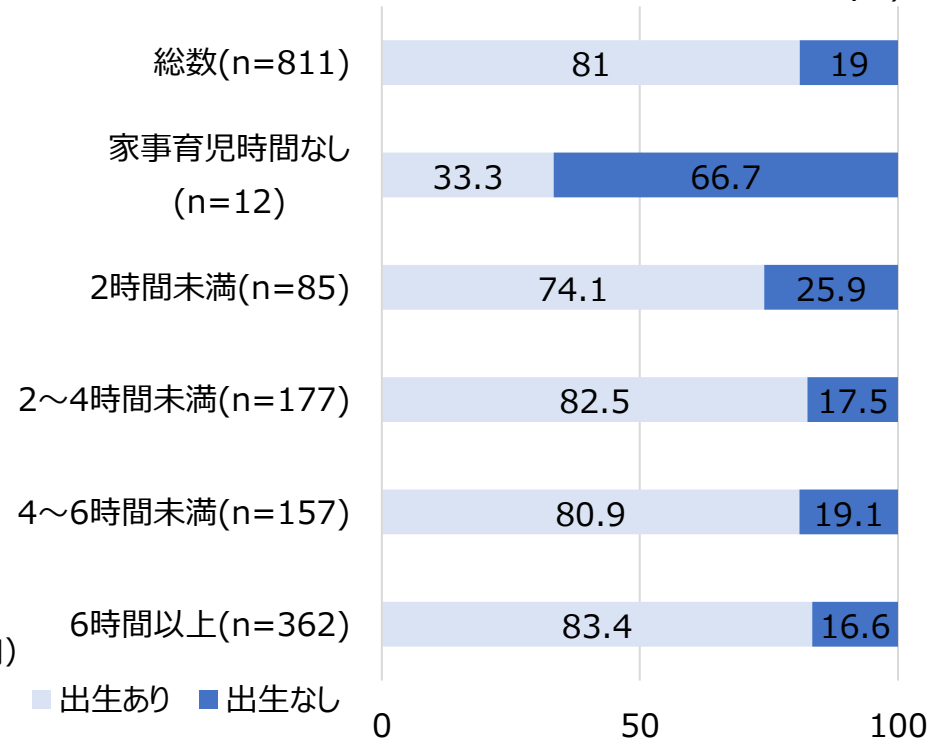
出所:総務省「家計調査 家計収支編 二人以上の世帯」もとに作成。

- 少子化対策において重要となる有配偶率の向上において、所得の引上げは不可欠
- 第2子以降の出生に向けては、男性の家事・育児の促進が重要であることから、働き方改革の推進が求められる

男性の個人年収別有配偶率



夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況 (%)



出所：JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」より作成

出所：第9回21世紀成年者横断調査（平成24年成年者）より作成
総数には「時間不詳」を含む

3. 官民連携による「ダイナミックな 経済財政運営」による経済再生

政府の役割

- 民間の予見可能性を高める長期計画的な政府投資や、規制改革等による民間投資環境の改善
- ワイズスpendingを徹底し、重点分野（社会課題の解決、生産性向上、イノベーション・新産業創出等）へ集中的に財政投下

企業の役割

- 積極的な国内設備投資・研究開発投資（その結果、企業の貯蓄超過は解消）
- マルチステークホルダーに配慮した適切な分配構造の確立（特に中小企業を含む構造的な賃金引上げの実現）

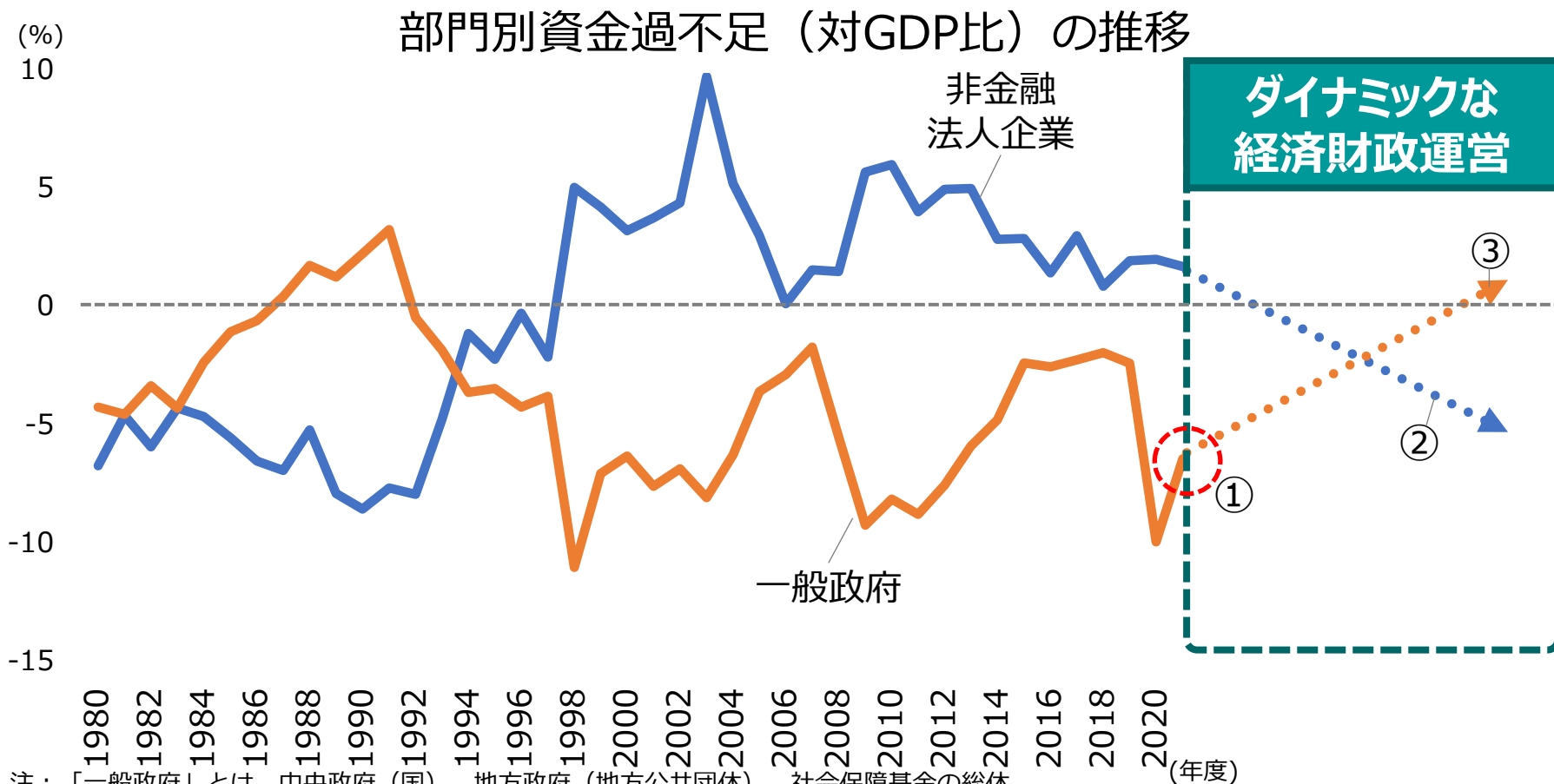


国内投資拡大と賃金引上げを通じたマクロ経済環境の改善

税収増等による財政健全化

成長分野での雇用創出、優良な仕事の増加を伴う形での円滑な労働移動と産業の新陳代謝の促進

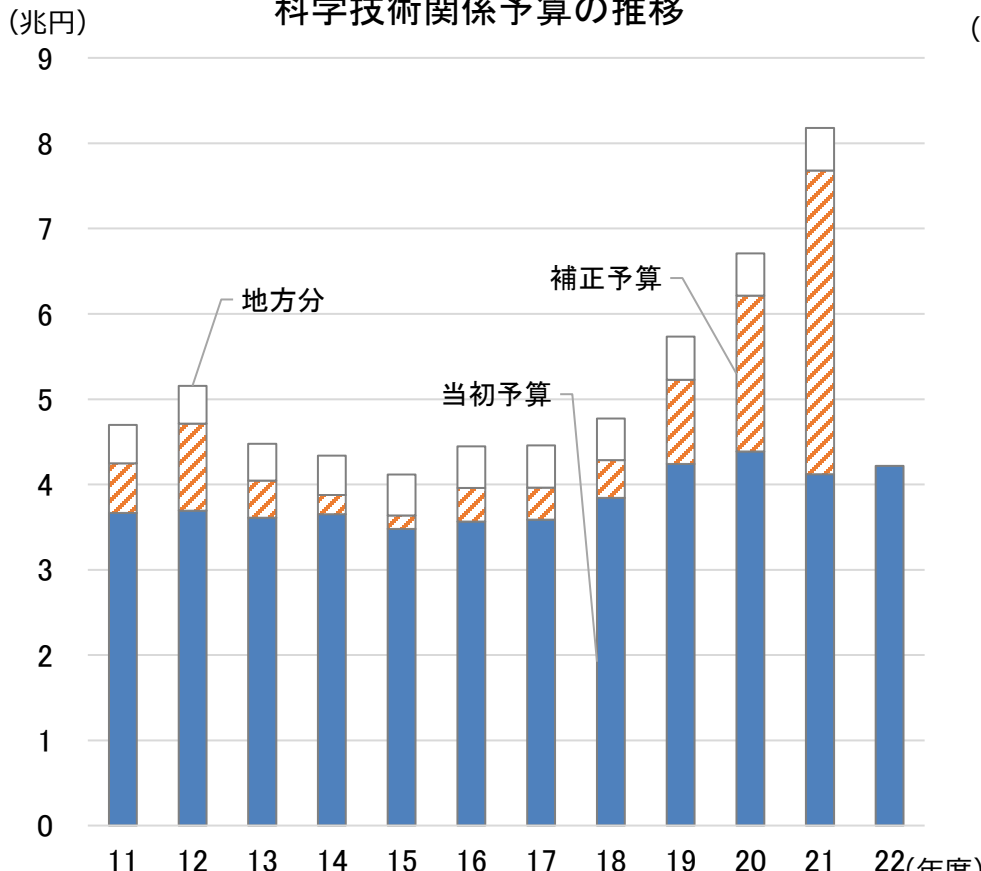
- ① 政府は、重要な戦略分野に注力するなど、ワイズスペンディングを徹底しつつ、長期計画的な投資や規制改革の推進等により、民間の投資環境を改善
- ② 企業は積極的な国内投資と賃金引き上げを行うことで、経済は持続的な成長軌道に向かい、資金過不足はマイナス方向へ
- ③ 一般政府の資金過不足は、税収増等によりプラス方向に向かい、財政健全化を実現



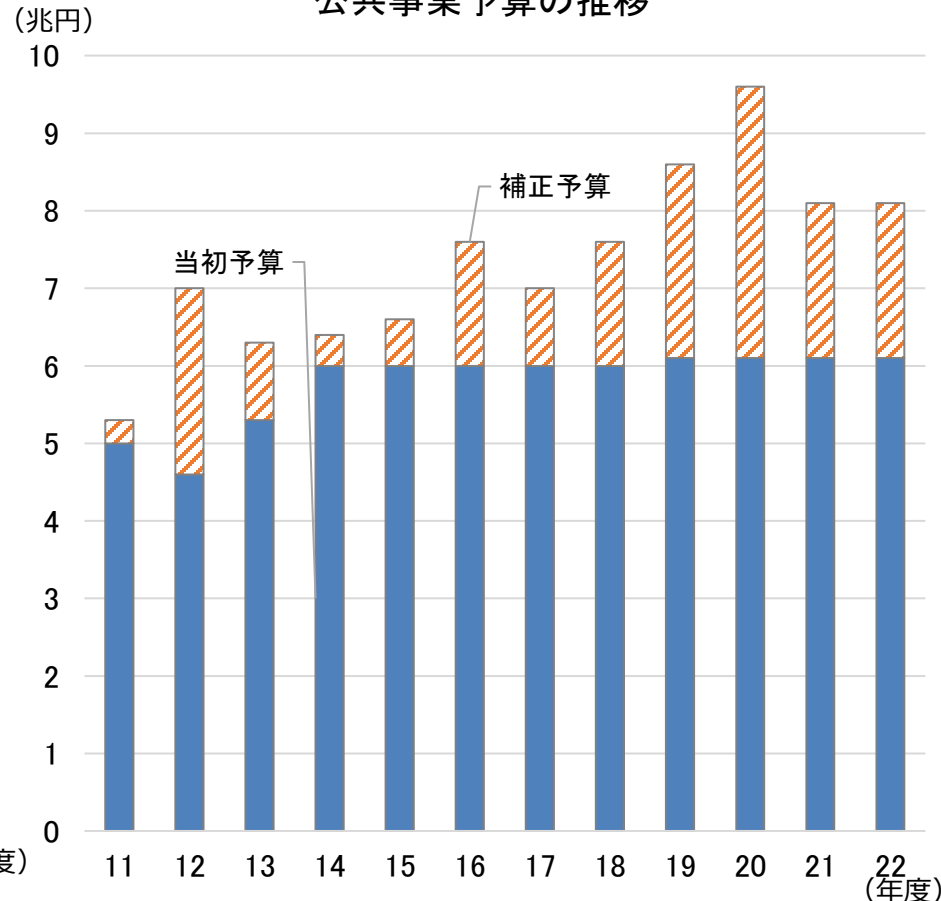
長期計画的な政府投資の必要性

- ▶ 長期計画に基づいて当初予算で着実に措置し、企業等の予見可能性を高め、安定的な設備投資や人員確保を促していくべき
- ▶ しかし、近年、補正予算による逐次的な財政投入が常態化

科学技術関係予算の推移



公共事業予算の推移



注1：2020年度補正予算のグリーンイノベーション基金事業と大学ファンドは、執行が2021年以降のため、除外
 注2：2021年度補正予算は、ワクチン関係や経済安全保障関係（半導体等）を中心に約3.6兆円を計上
 出所：科学技術・学術研究所「科学技術指標2022」より経団連事務局作成

出所：国土交通省「公共事業関係費（国土交通省関係）の推移」より経団連事務局作成

- わが国の科学技術・産業の成長・発展、様々な社会課題の解決に向け、民間のみでは実現困難な戦略分野を中心に、ワイスペンディングを徹底しつつ、大胆に政策資源を投じ、官民での投資拡大を図るべき
- 2025年ごろまでの企業の投資超過への移行（P19）を念頭に早急に取り組む

主な戦略分野とキーテクノロジー

デジタル

半導体、AI、量子、
光・通信、ロボット、
サイバーセキュリティ、
web3 等

グリーン

電池、水素・アンモニア、
革新炉、核融合、
次世代エネルギー、
人工光合成 等

バイオ・ライフ

ゲノム編集、
フードテック、
マイクロバイオーム、
先端医療技術 等

先端素材・材料

マテリアルズ・インフォマティクス、半導体素材、電子部品・材料、
電池材料、鉄鋼、コンクリート、触媒、ファインケミカル、繊維 等

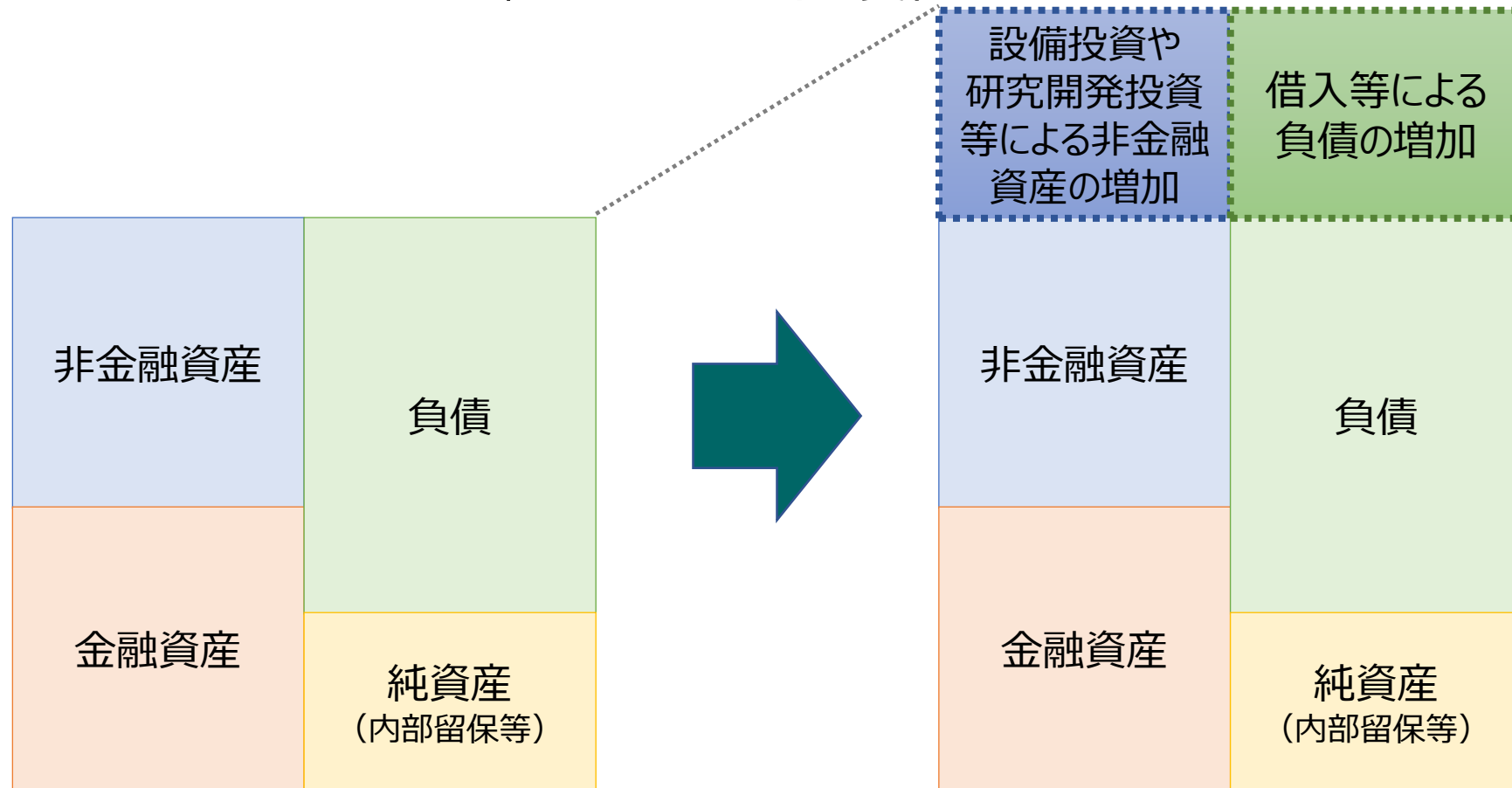
必要となる主な施策

長期計画的な政府投資、税制による支援、規制改革、働き方改革に資する労働時間法制改革、
人材育成、エネルギー政策のS+ 3E※確保、「スタートアップ育成5か年計画」の実行 等

※ 安全性(Safety)、エネルギー安全保障(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合性(Environment)

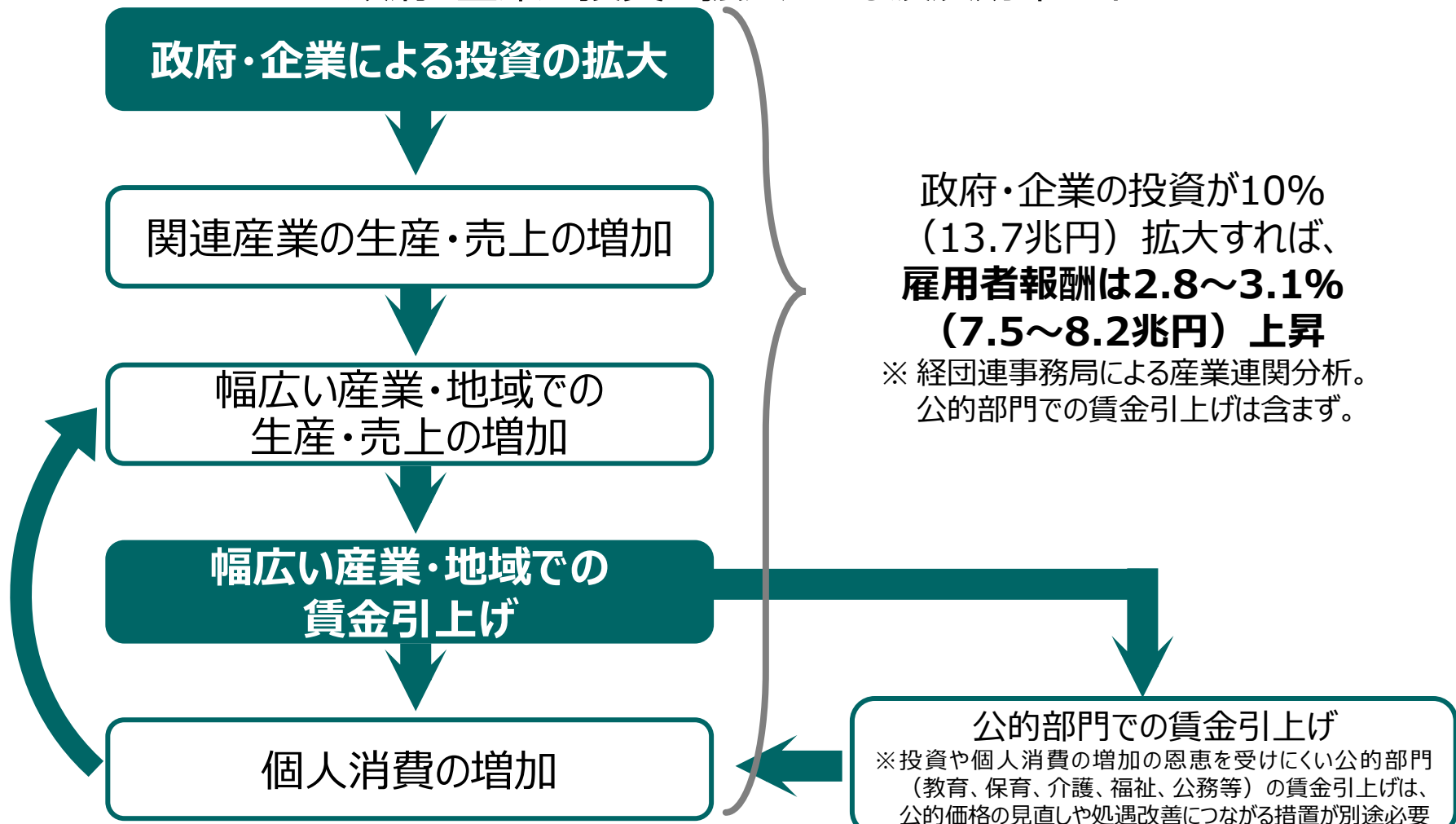
- 政府の取り組みも呼び水として、企業は積極的な国内投資を行う
- 積極的な国内投資の結果、企業のバランスシートは拡大し、資金過不足はマイナスへ
- 国内投資が活発化すれば、GDP（国内市場規模）が拡大し、賃金引上げとの好循環も実現

企業のバランスシートの変化のイメージ



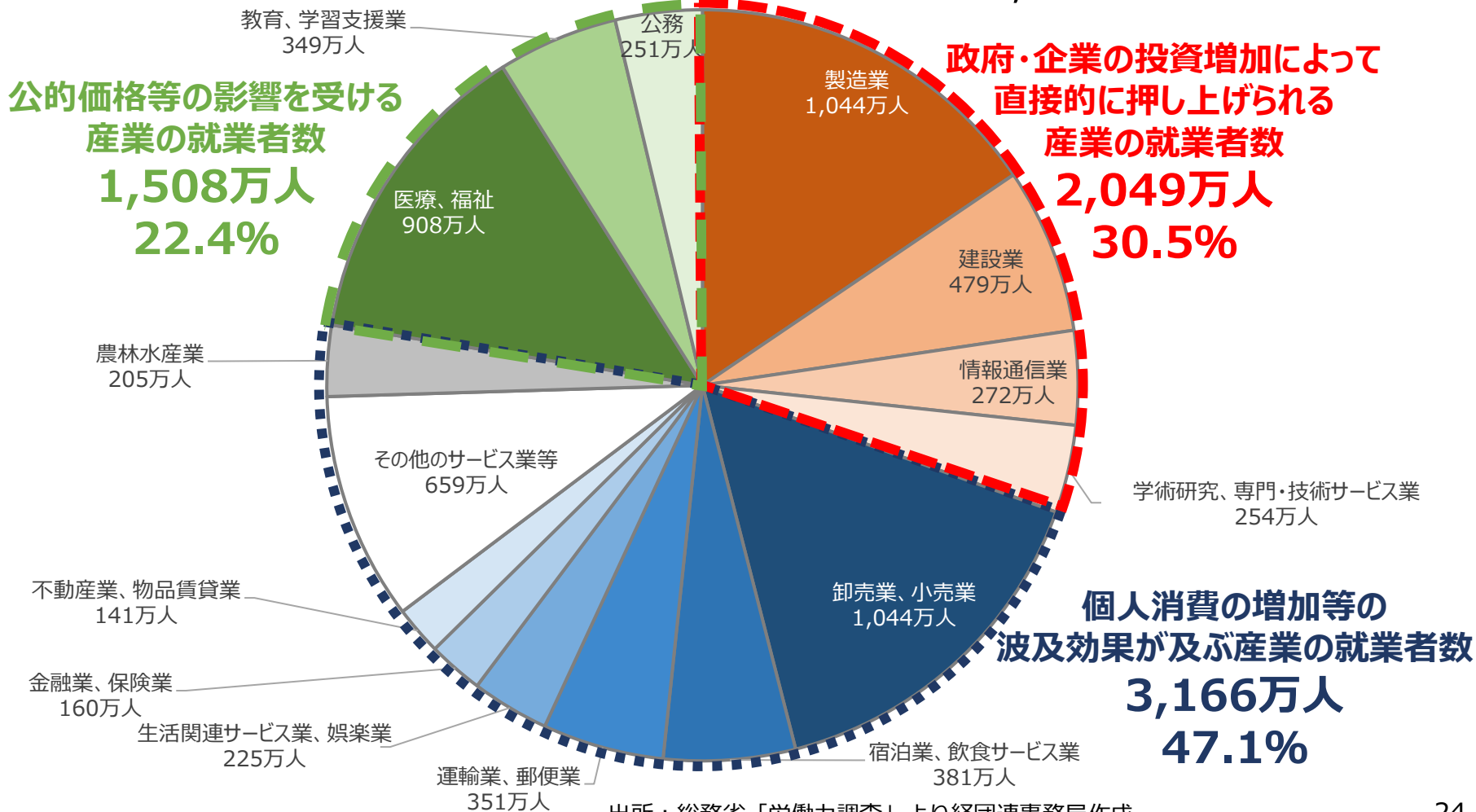
- ▶ 長期計画的な政府投資と、投資環境の整備によって喚起される民間投資の拡大を起点に、幅広い産業・地域で好影響が波及

政府・企業の投資の拡大による波及効果のイメージ



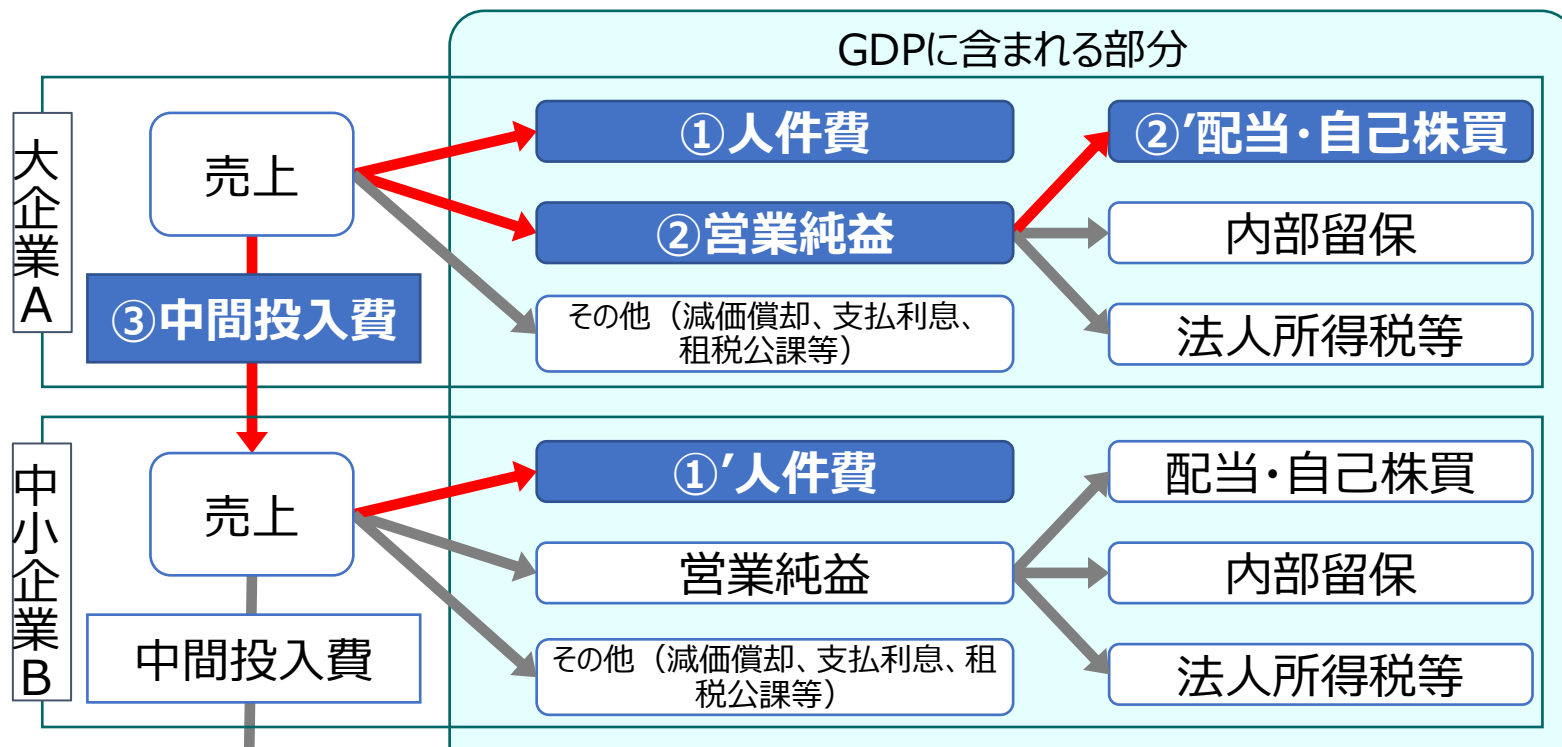
- 政府と企業の投資によって需要が創出されれば、直接的に3割程度の雇用者がいる産業を押し上げ
- これらの業種で賃金引上げにつながれば、さらに幅広い産業に波及

産業別の就業者数（2022年平均、計6,723万人）



- 大企業だけでなく、中小企業も含めた国全体の賃金引上げが重要
- 大企業の分配構造は、①人件費、②営業純益、③中間投入費（特に中小企業への支払い）、のバランスを見直すことが課題
- パートナーシップ構築宣言を推進し、サプライチェーン全体での取引価格の適正化と付加価値向上を実現する必要
- 投資家は、投資先企業の中長期の成長やステークホルダーも踏まえた対話をすべき

中小企業を含めた国全体の賃金引上げを考えるうえでの分配構造のイメージ



- マクロ経済環境が未改善のまま労働移動を促進すると、人件費削減の動きが拡大し、結果的にさらなる需要の収縮とマクロ経済環境の悪化を招くおそれ（合成の誤謬）
- 労働移動の促進と並行したダイナミックな経済財政運営により、優良な仕事（グッドジョブ、ディーセントワーク）が十分確保されるマクロ経済環境を形成することが肝要
- 人々がより良い仕事を求めることで、企業・産業の新陳代謝も促進

労働移動の促進

マクロ経済環境が未改善

人件費削減がマクロレベルで拡大

賃金・雇用の悪化

消費・投資の低迷

マクロ経済環境のさらなる悪化

ダイナミックな経済財政運営により
良好なマクロ経済環境を形成

労働者の採用・定着の企業間競争

賃金・雇用の改善

消費・投資の拡大

マクロ経済環境の
さらなる改善

企業・産業の
新陳代謝の
促進

4. 公正・公平で安心な 全世代型社会保障・税制の構築

政府の役割

- 公正・公平、適切な給付と負担の実現
(現役世代に過重な負担構造の見直し)
- 働き方に中立な制度の実現
- マイナンバーの徹底活用、社会保障分野でのDXの推進

企業の役割

- 持続的な賃金引上げ、モメンタムの維持・強化
- 働き方改革の推進、両立支援等の整備
- DE & I (Diversity, Equity & Inclusion) の浸透



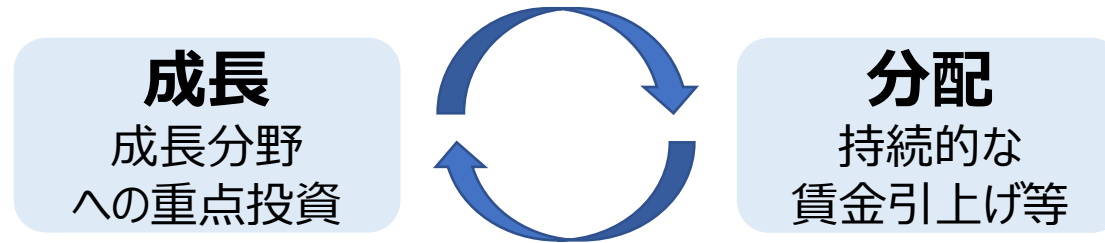
可処分所得の増加、国民の安心確保による消費の拡大
円滑な労働移動の促進
労働参加の促進

持続可能な資本主義における社会保障制度改革の位置づけ

- 国民の安心につながる全世代型社会保障は、「成長と分配の好循環」の基盤
- 「公正・公平な仕組み」のもとで、適切な給付と負担を実現する必要
- こうした観点から、適切な負担のあり方(P30、31)、ならびに働き方に中立な仕組み(P32、33)を重要論点として、今後の方向性を提起

持続可能な資本主義における全世代型社会保障の位置づけ

分厚い中間層の形成



安心な全世代型社会保障

- ◆ 公正・公平な仕組み（マイナンバー・DXの徹底活用）
- ◆ 適切な給付（医療・介護給付の適正化、健康増進の取り組み等）
- ◆ 適切な負担（財源問題、社会保障に加え、税制・予算の見直しも）
- ◆ 働き方に中立な制度の実現

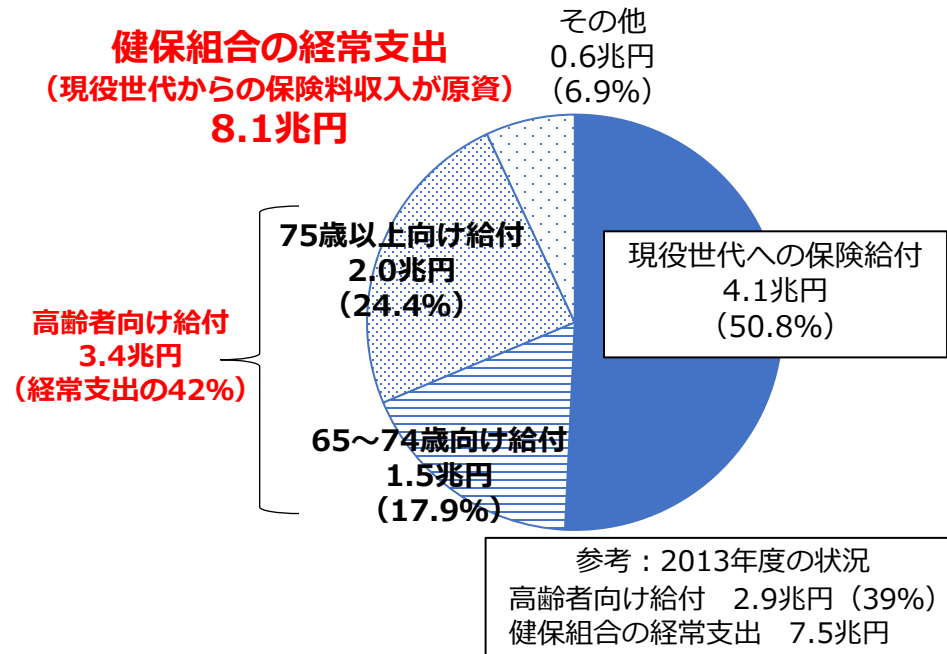
- 国民所得が伸びないなか、社会保障負担は、過去20年間で大きく上昇
- たとえば、健康保険料の4割以上が高齢者向けの給付に充当（増高傾向の継続）
- 現役世代の保険料負担増を抑制、国民の安心の確保が急務

租税負担と社会保障負担の動向

	2000年度	2020年度
社会保障負担	50.7兆円	74.0兆円
	1.46倍	
国民所得	390.2兆円	375.7兆円
	0.96倍	
(参考) 租税負担	88.2兆円	105.9兆円
	1.20倍	

注：2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響による国民所得の低下の影響あり。足もと（2022年度）の国民所得は403.8兆円
出所：財務省「国民負担率（対国民所得比）の推移」より作成

現役世代の保険料収入の使途 （2019年度、組合健保、医療）



注1：協会けんぽの場合、高齢者向け給付は3.6兆円（経常支出の35.1%）
注2：「その他」は、保健事業、退職抛出金など。
出所：厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」（2022年1月、2015年12月）より作成。

- わが国の社会保障の財源は社会保険料が中心
- 社会保険料は、財源安定性、給付の権利性の確保等で利点
他方、賦課対象は現役世代の稼働所得偏重、金融資産・所得等を踏まえていない
- 社会保険料と税のより適切なバランスを検討し、様々な税財源の組み合わせによる新たな負担も選択肢とすべき
- さらに、マイナンバー活用等により経済力を把握、年齢に拘わらず応能負担が必要

社会保険料

主に給与や賞与への賦課*【限定的】
子ども子育て事業主拠出金も厚生年金
保険料の上乗せで徴収

医療保険や厚生年金保険はあり【逆進的】

高い

原理的には関係性は明確
給付の権利性が確保されやすい

天引きで感じにくい。高齢者の負担感小
(=国民の関心薄い)

税

対象

所得税は給与以外にも不動産・事業収入・
金融所得等に課税【幅広い】

賦課上限

なし【累進的】

財源安定性

所得税・法人税は低く、消費税は高い

給付と負担

不明確。社会福祉分野含め、他の歳出
項目との競合あり

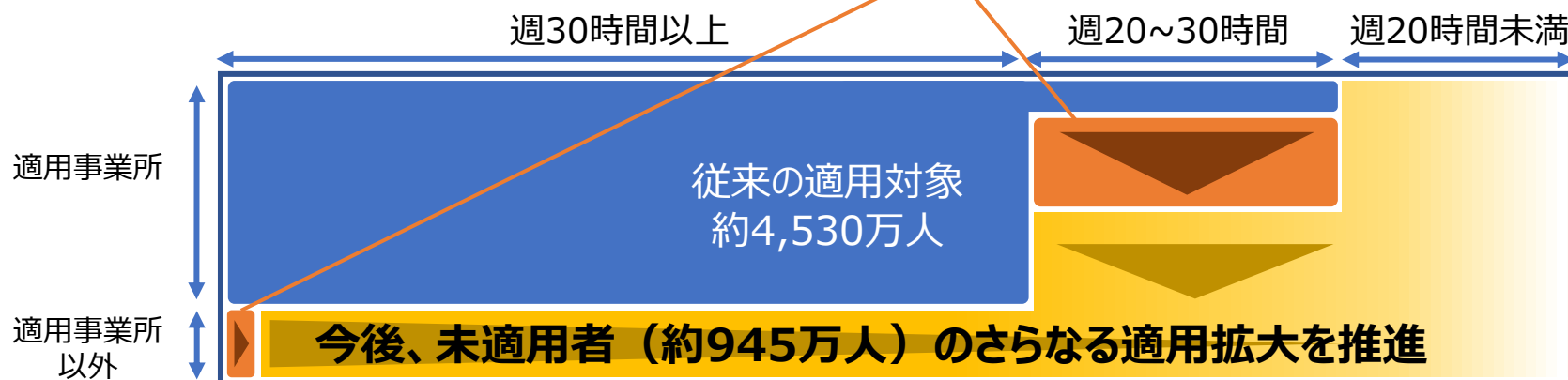
負担感

消費税は国民の負担感大

- 公正・公平で働き方に中立な仕組みの確立に向け、今後も適用拡大が必要
 - ① 政府が提起する方向性と同様、被用者保険から適用を除外する要件の撤廃
勤務先の違いによらず、被用者保険に加入できるようになる。
→今より厚い給付を可能にし、働く人々の安心を高める
 - ②（①の実行後、将来的には）被用者保険の適用要件のさらなる緩和
賃金要件を今より引き下げることで、より多くの雇用者が被用者保険に適用される。
→「106万円の壁」「130万円の壁」の縮小に努める（賃金要件引下げと賃金の持続的な引上げにより、事実上の「壁」の解消を目指す）

2020年度：雇用者全体 約5,660万人

2020年改正(2022、24年施行)による適用対象 + 約185万人
うち第3号被保険者からの適用者は約90万人(第3号被保険者は約760万人(2021年末時点))



出所：厚生労働省資料に基づき、経団連事務局にて作成。

- ▶ 企業年金は、勤務先の制度の違い/制度の有無により、利用可能な税制支援の金額が異なる
- ▶ 勤務先によらず、一人ひとりの税制上の支援金額を公平にする
→雇用の流動化を促進する方針と整合

私的年金（企業年金や個人年金(iDeCo)）の税制優遇を受けられる上限額（2024年12月～）

第1号被保険者 〔自営業者、無職、フリーランス等〕	第2号被保険者（サラリーマン、公務員など）				第3号被保険者 〔第2号の被扶養者〕
	(1) 企業型DCのみ	(2) 企業型DC + DB	(3) DBのみ	(4) 企業年金加入なし	
月6.8万まで iDeCo または 国民年金基金	合計 月5.5万まで うちiDeCo月2.0万まで	合計 月5.5万まで うちiDeCo月2.0万まで	上限なし iDeCoは月2.0万まで	月2.3万まで (iDeCo)	月2.3万まで (iDeCo)
厚生年金保険					
国民年金保険					

※DBのみの企業に所属する方のiDeCoの拠出額は①「DB + iDeCoの掛金合計が月5.5万まで」、②「iDeCo自体は月2.0万円まで」の条件あり。
ただし、DB自体には非課税枠の上限なし。

5. 労働分野における課題

政府の役割

- 雇用のセーフティネットを「雇用維持型」から「労働移動推進型」へと移行
 - リスキングを含むリカレント教育への支援
 - 雇用マッチング機能の強化
 - 労働者保護の観点からの解雇無効時の金銭救済制度の創設

企業の役割

- 「人への投資」の促進
- 賃金引上げのモメンタムの維持・強化
- 円滑な労働移動の推進
- 働き方改革の推進、両立支援等の整備
- DE & I (Diversity, Equity & Inclusion) の浸透



構造的な賃金引上げの実現

労働移動の促進

経済的な豊かさを含めた働く人々の多様なウェルビーイングの実現

- 構造的な賃金引上げに向けては、生産性の向上ならびに成長産業・分野等への円滑な労働移動が不可欠
- 政府はセーフティネットを「雇用維持型」から「労働移動推進型」へと移行
- 官民連携による「ダイナミックな経済財政運営」（P19、26参照）の下支えにより、労働移動の促進と構造的な賃金の引上げの好循環を形成

「雇用維持型」セーフティネット

- 雇用調整助成金等の失業防止策

「労働移動推進型」セーフティネット

- リスキングを含むリカレント教育等への支援
- 雇用マッチング機能の強化
- 労働者保護の観点からの解雇無効時の金銭救済制度の創設



官民連携による「ダイナミックな経済財政運営」

労働移動の促進

好循環

構造的な賃金引上げ

- 経済全体の好循環を実現するうえで、労働分野における企業の役割は極めて重要
- 構造的な賃金引上げに向けた取り組みを進めることはもとより、有期雇用等社員の正社員化・キャリア形成支援、働き方改革を通じたエンゲージメントの向上など、働く人々の多様なウェルビーイングの実現に貢献する

「人への投資」の促進

円滑な労働移動の推進

働き手の主体的なキャリア形成の支援（副業・兼業の促進を含む）

採用方法の多様化、「ジョブ型雇用」を含む「自社型雇用システム」の確立等

構造的な賃金引上げ
への貢献

賃金引上げの
モメンタムの
維持・強化

働き方改革の推進、両立支援等の整備

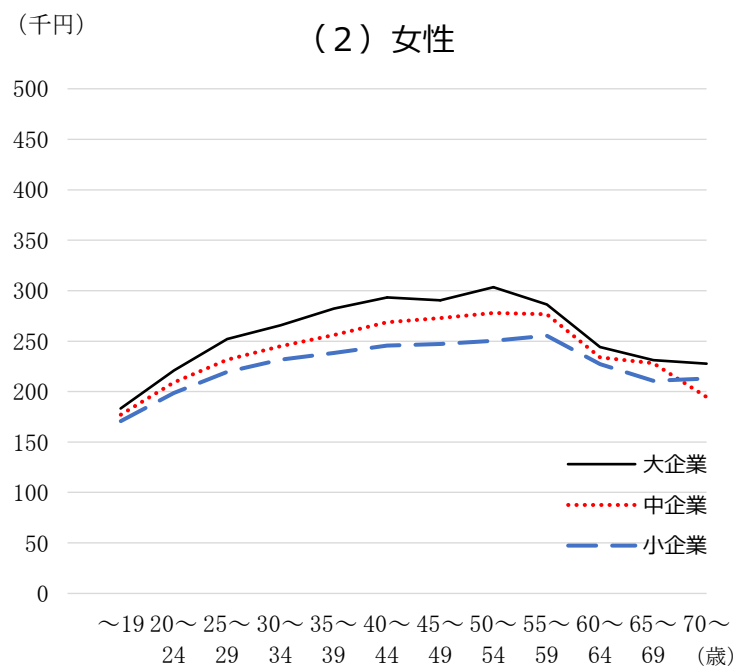
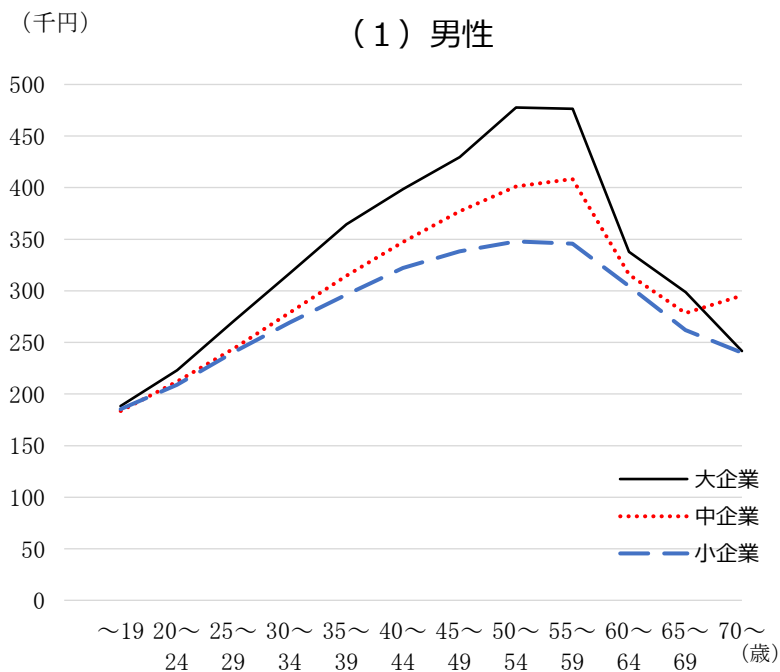
DE & I (Diversity, Equity & Inclusion) の浸透
(有期雇用等社員の正社員化やキャリア形成支援を含む)

経済的な豊かさを含めた
働く人々の多様な
ウェルビーイングの実現

参考資料

➤ 中小企業の賃金は、大企業と比較して低い傾向

企業規模別の賃金カーブ

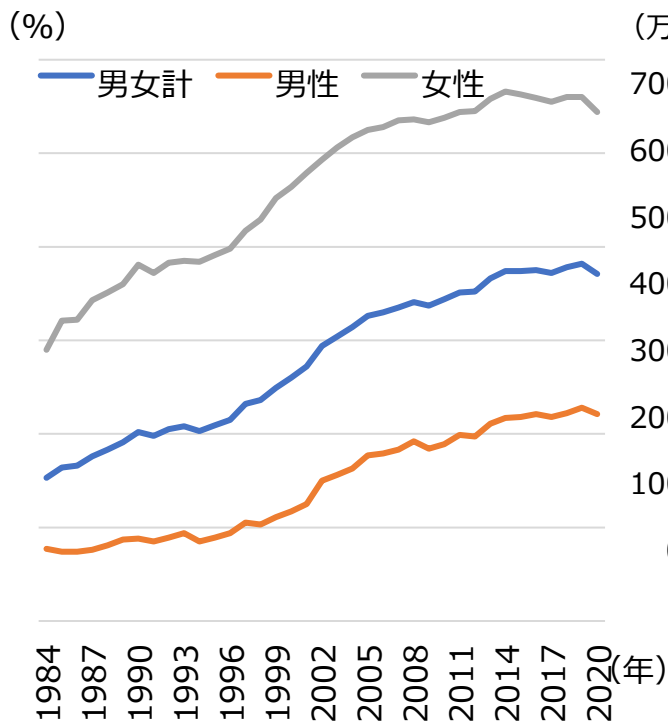


出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年度）

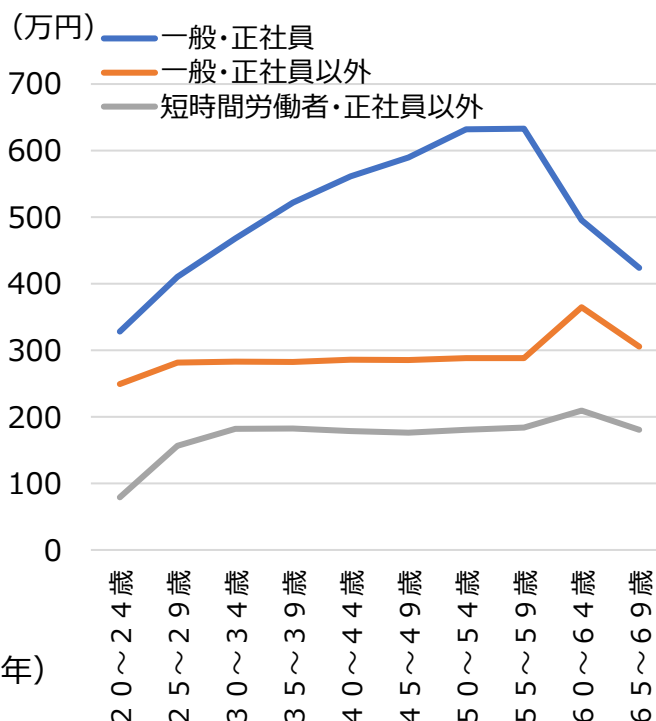
※ 大企業、中企業、小企業は、それぞれ常用労働者数が1000人以上、100人～999人、10人～99人の企業を指す。

- 非正規の職員・従業員の割合は、上昇傾向
- 正社員以外の賃金は、正社員よりも低く、賃金カーブは概ね横ばい
- 不本意非正規の人数は減少傾向

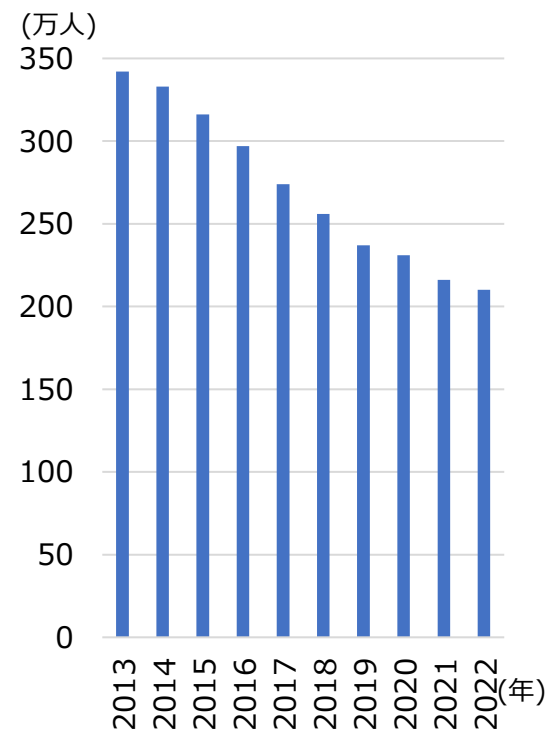
非正規の職員・従業員割合の推移



正社員と正社員以外の賃金カーブ



不本意非正規の推移



出所：左図：総務省「労働力調査」「労働力調査特別調査」をもとにした労働政策研究・研修機構データ
 中央図：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年度）
 右図：総務省「労働力調査」

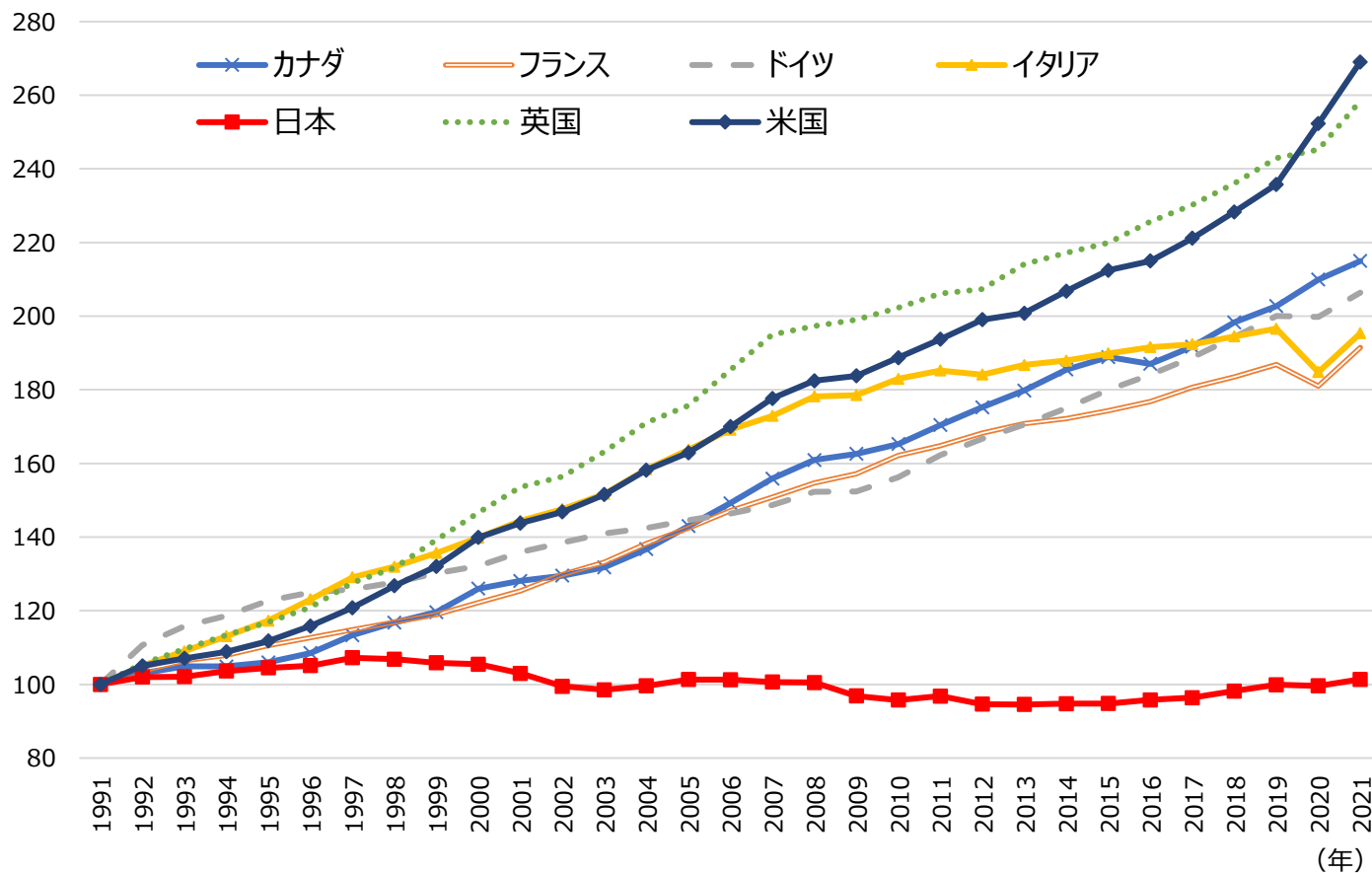
- 注1：一般（一般労働者）の賃金は、「きまって支給する現金給与額」を12倍したものに、「年間賞与その他特別給与額」を加えた額。
 注2：短時間労働者の賃金は「1時間当たり所定内給与額」×「1日当たり所定内実労働時間数」×「実労働日数」×12+「年間賞与その他特別給与額」。
 注3：「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者を指す。
 注4：「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が短い、または1週の所定労働日数が少ない労働者を指す。
 注5：「不本意非正規」は、非正規の職員・従業員について「正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた人数（推計値）。

➤ 日本の名目賃金のみ、直近30年間で概ね横ばい

(1991年=100)

※各国通貨建て

1人あたり名目賃金の推移（1991年=100）

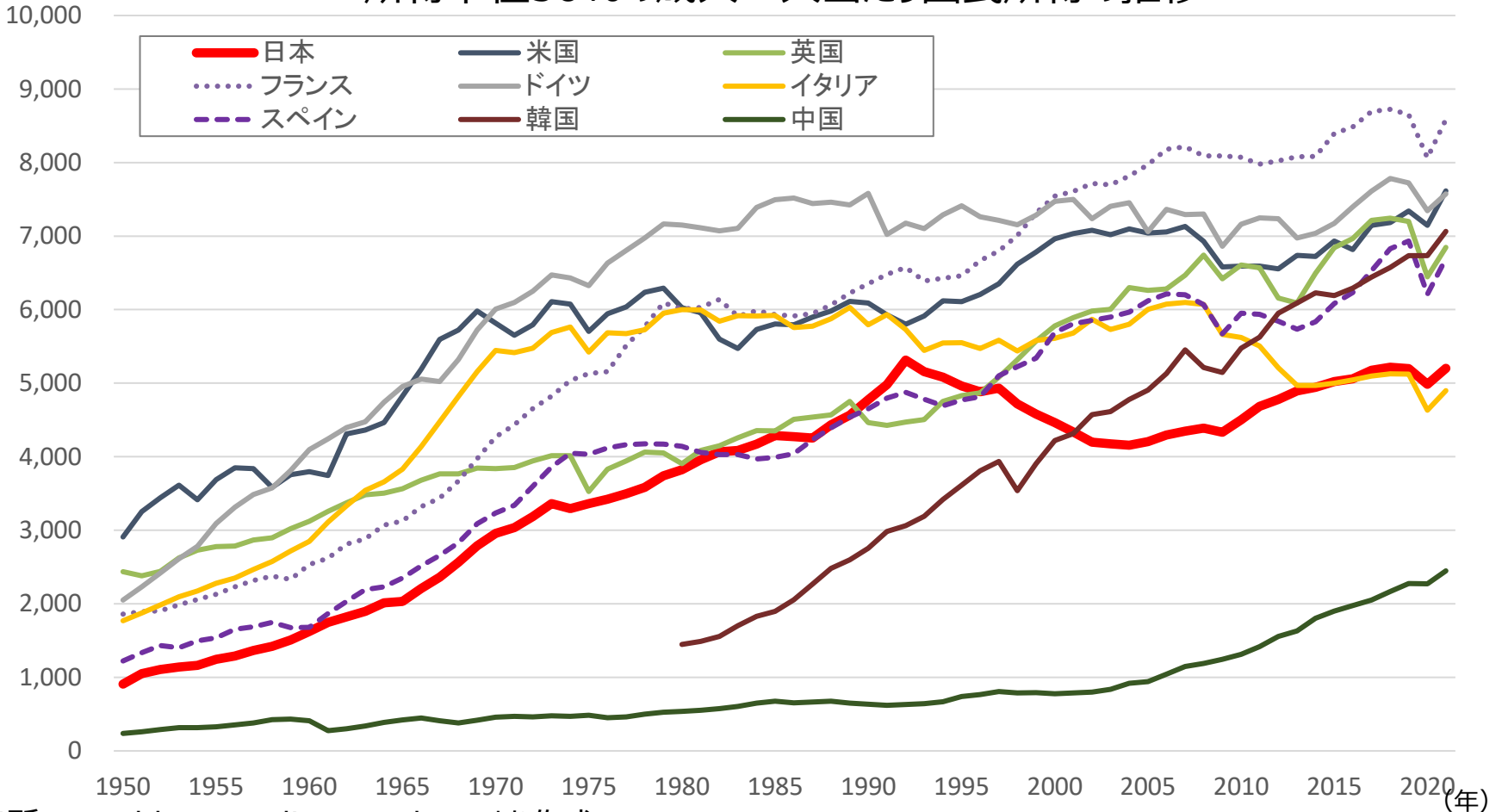


出所：OECDデータベース

注：国民経済計算における賃金総額を、雇用者数で割り、フルタイム換算した名目賃金を掲載。

➤ 所得下位50%の成人一人当たり国民所得は、多くの先進国で1970～90年代ごろから伸びが鈍化

(2021年基準購買力平価ユーロ) 所得下位50%の成人一人当たり国民所得の推移



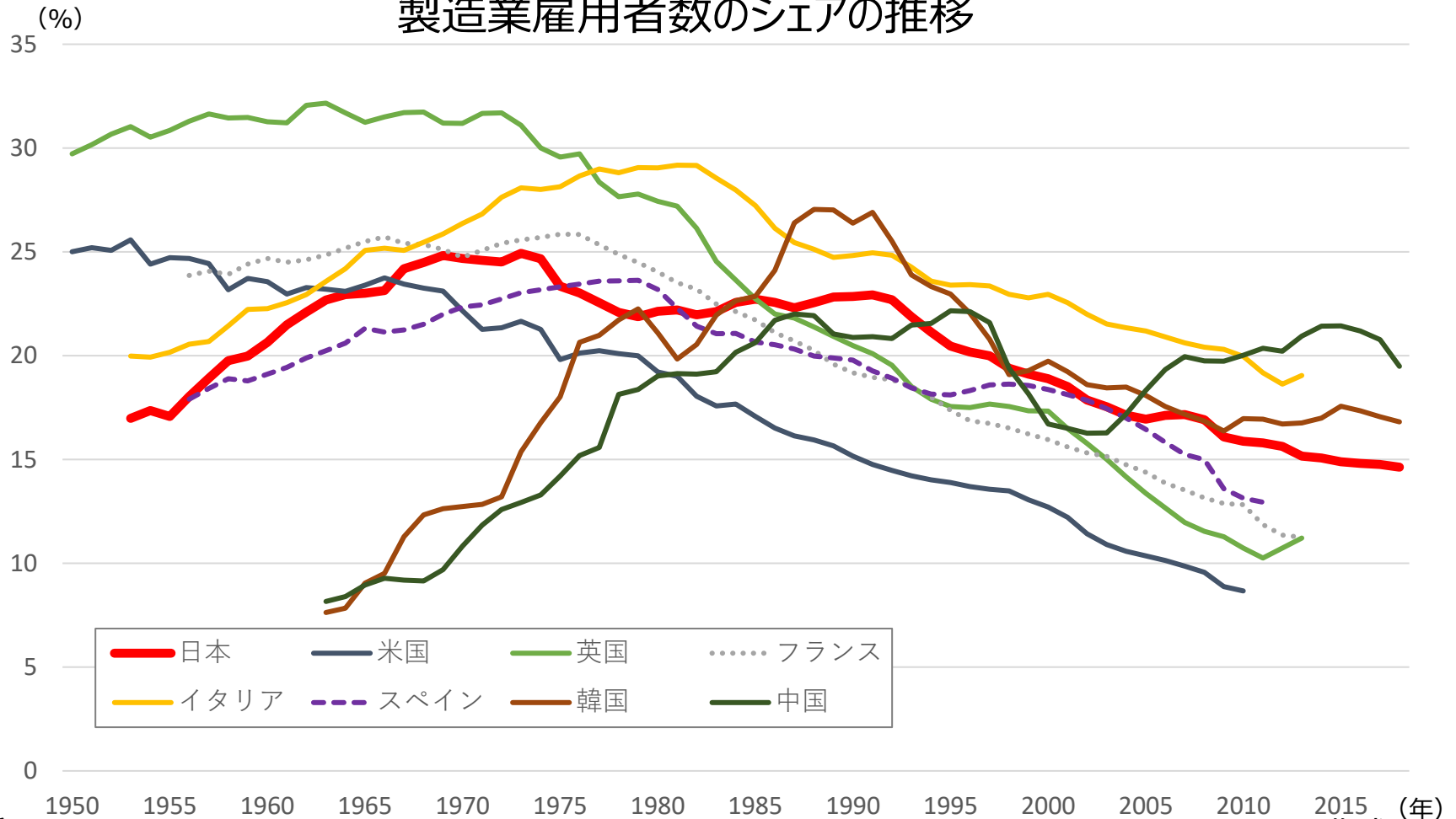
出所：World Inequality Databaseより作成

注：成人一人当たり国民所得に所得下位50%の国民所得シェアをかけて算出。

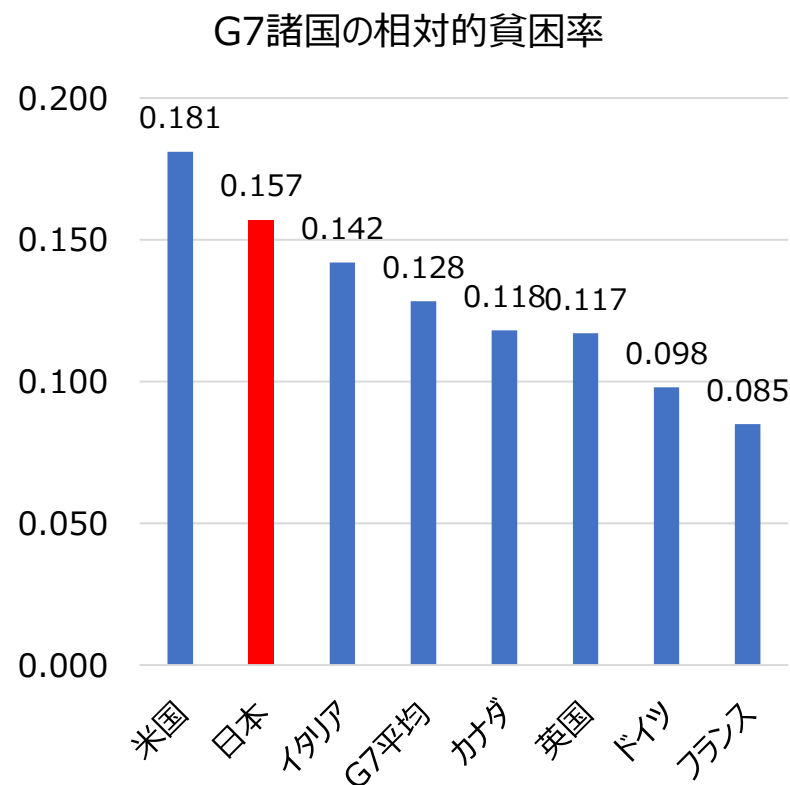
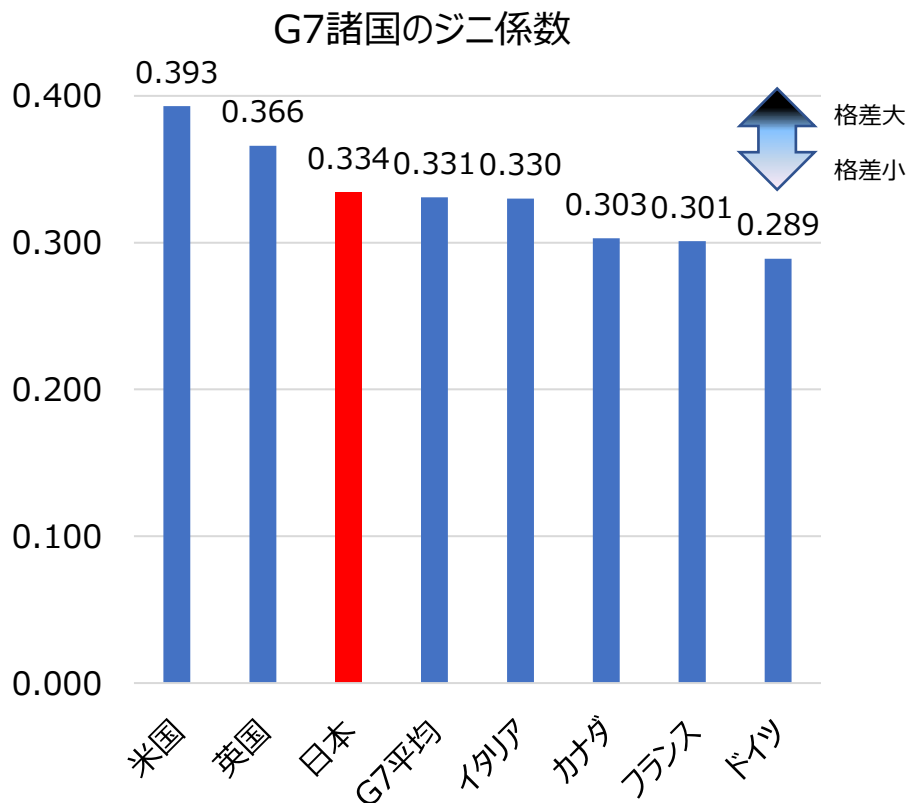
製造業の需要飽和と供給過剰による成長率の低下

- ▶ 製造業雇用者数のシェアは、欧米では1970～90年代ごろから低下傾向
- ▶ 経済発展の結果、特に製造業で需要が飽和し、供給過剰に陥ったために、成長率の低下につながっているとの指摘がある

製造業雇用者数のシェアの推移



➤ 不平等に関する指数をみると、日本はG7諸国の平均を上回っている



出所：OECDデータベース

注1：G7諸国を比較可能な2018年のデータを掲載。左図のジニ係数は、再分配後のもの。

注2：「ジニ係数」：年間収入等の分布の均等度を表す。0は均等、1に近づくほど不均等となる。

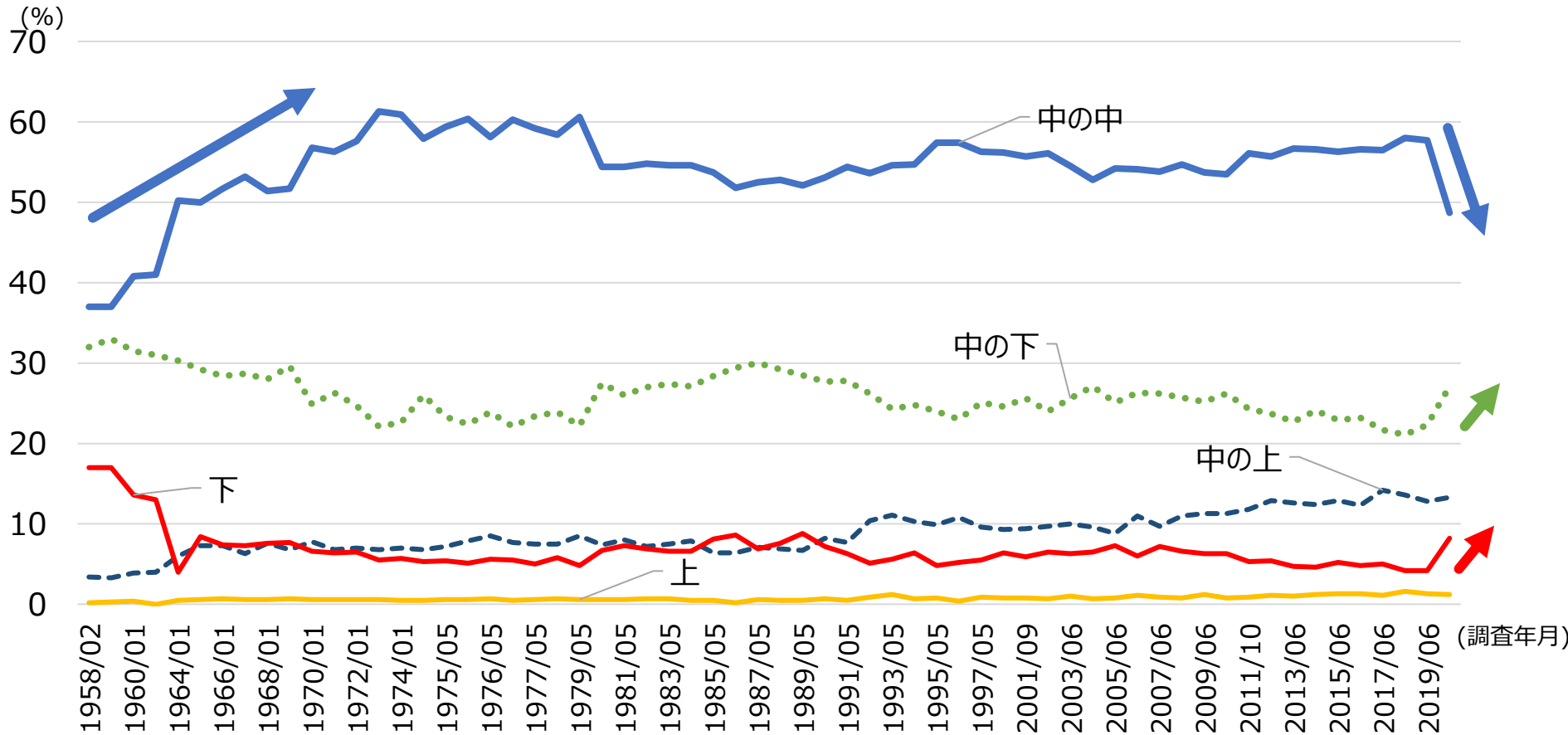
注3：「相対的貧困率」：全ての世帯人員のうち、等価可処分所得の中央値の半分の金額を下回る所得の世帯人員の割合。

注4：ジニ係数、相対的貧困率いずれも、等価可処分所得（世帯の年間可処分所得を世帯人員数の平方根で割って調整したもの）を使用。

注5：ジニ係数は、人口高齢化に伴う所得格差の拡大等にも影響される点に留意。

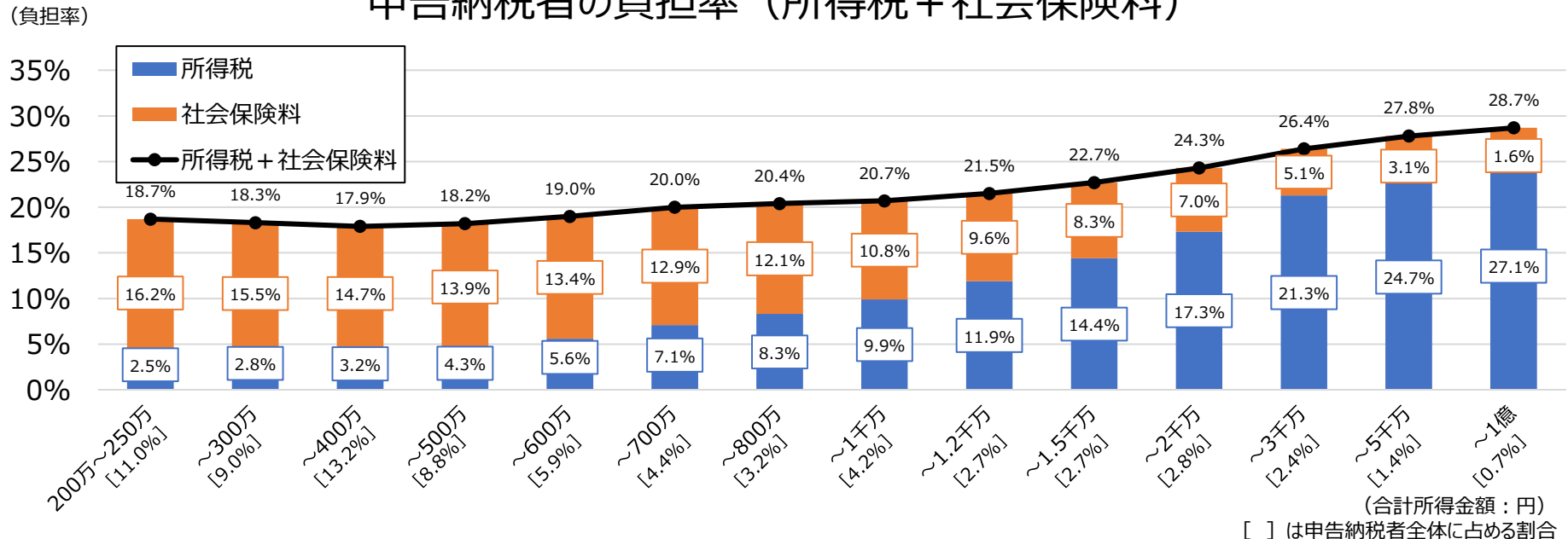
- 世間一般からみた生活の程度を「中の中」と答えた人の割合は、1970年代まで上昇
- 最新調査（21年9月）では、「中の下」と「下」が上昇

世間一般からみた生活の程度の回答シェアの推移



- 社会保険料は、賦課額に上限あり（加入する制度によって負担の仕方が異なる）。このため、上限を超える所得の高い者ほど、負担率が低い
- 他方、所得税は、基本的に累進課税（住民税は単一税率）。低所得者層の負担率が極めて抑えられている一方、高所得者層ほど負担率が高い
- 適切な負担のあり方を検討する際は、社会保険料と税トータルでの負担の全体像を見たうえでの判断が必要

申告納税者の負担率（所得税 + 社会保険料）



出所：内閣府「税制調査会（2022年10月4日）財務省説明資料」、令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」を基に作成。

注1：所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

注2：社会保険料負担率は、合計所得金額の各階層の社会保険料控除の合計額から1人当たりの額を算出した上で、合計所得金額の各階層の中間値で割ることにより計算。

年収に占める社会保険料・所得課税の負担率（モデル試算）

世帯主の 給与収入	区分	社会保険料 (負担率)	所得税+住民税 (負担率)	合計負担率
300万円	単身	44万円 (14.9%)	17万円 (5.6%)	20.5%
	子2人*		4万円 (1.4%)	16.3%
800万円	単身	119万円 (14.9%)	91万円 (11.3%)	26.2%
	子2人		61万円 (7.7%)	22.6%
1,500万円	単身	185万円 (12.3%)	308万円 (20.5%)	32.8%
	子2人		267万円(17.8%)	30.1%
3,000万円	単身	217万円 (7.2%)	1,014万円 (33.8%)	41.1%
	子2人		966万円(32.2%)	39.5%
5,000万円	単身	227万円 (4.5%) ※額は賦課上限	2,038万円 (40.8%)	45.3%
	子2人		1,985万円(39.7%)	44.2%
10,000万円 (1億円)	単身	227万円 (2.3%) ※額は賦課上限	4,788万円 (47.9%)	50.2%
	子2人		4,735万円(47.4%)	49.6%

*配偶者控除はなし。子どもは16歳（一般の扶養親族）、19歳（特定扶養親族）と仮定。

出所：経団連事務局にて試算（金額の万円以下は切り捨て）

注1：社会保険料は厚生年金、健康保険、介護保険の合計（雇用保険料は除く）。住民税は所得割のみで一律10%と仮定。

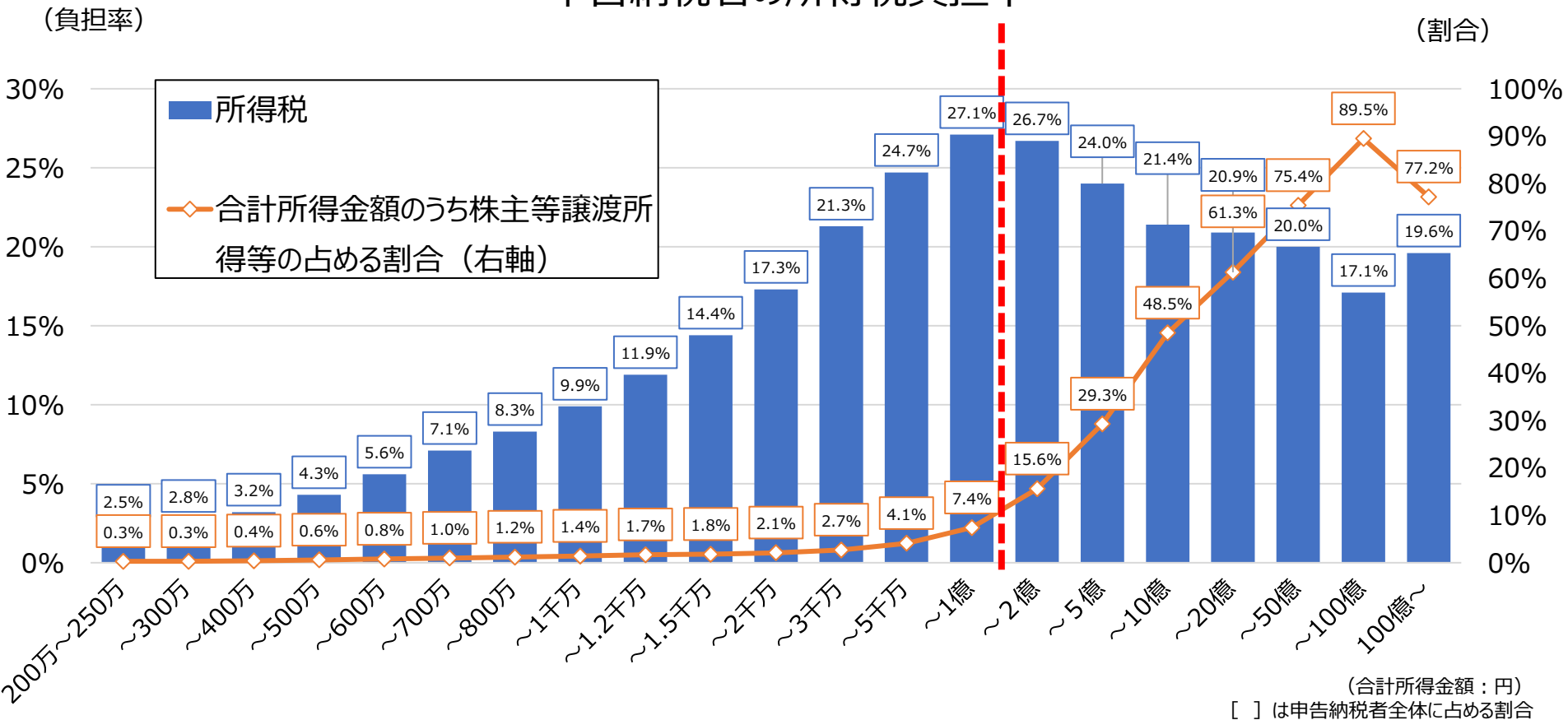
注2：控除は「給与所得控除」「社会保険料控除」「基礎控除」「扶養控除」のみ考慮。

注3：賞与は100万円（給与収入：300万円）、300万円（同：800万円）、500万円（同：1,500万円）、1,500万円（同：3000万円）、3,000万円（同：5,000万円）、7,000万円（同：10,000万円）と仮定。

所得税負担率の課題（「1億円の壁」問題）

- 超高所得者は、株主等譲渡所得の占める割合が高く、その税率は一律
- そのため、所得が1億円を超えると、所得税負担率は低下する傾向

申告納税者の所得税負担率



出所：内閣府「税制調査会（2022年10月4日）財務省説明資料」、令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」を基に作成。
注：所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

- 社会保障制度の安定や可処分所得の増加による消費の拡大を目指す上で、現役世代の給与所得に財源を依存している現状を見直す必要
- その際、公正・公平、負担の適切なバランス確保の観点から、新たな財源方式も含めた他の選択肢（公費のあり方の見直し含む）も考えてはどうか

	主な財源	財源調達に係る主な課題・留意事項
国民負担を伴わない施策	歳出改革	現行の歳出の「目安」を超過した歳出削減は非現実的 他の主要国と同様、債務償還費の歳出計上の見直しも考えられないか
	税外収入	当面の財源として、外為特会や年金特会の評価益の活用も考えられないか
国民負担を伴う施策	国債	財政健全化に逆行 他方、償還財源の確保を前提に、将来経済を支える世代への先行投資も
	社会保険料や事業主拠出金の引き上げ	主に給与や賞与へ賦課、中間層の可処分所得を押し下げ 中小企業や低所得者の負担感が極めて重い
	消費税	逆進性が高い
	所得税	中高所得の勤労世代（全体の2割）が太宗の所得税収を負担 税負担の少ない中低所得者の割合が多い一方、「1億円の壁」問題あり
	法人税	わが国の法人実効税率は主要先進国の中でも高水準、赤字法人は負担なし 引上げは、国際競争力の低下、産業の空洞化を招くおそれ
	新たな財源方式	諸外国の例も参考に、 給与や賞与への賦課だけに頼らない、真に公正・公平な負担の仕組みも考えられないか

1. 概要

- 1991年に創設
- 当初は家族手当のみに充当していたが、1993年から老齢年金（低所得高齢者への充当）、医療保険の現物給付にも充当

主な特徴は以下

- ① 「稼働所得および代替所得」「資産所得」「投資益」「くじ・カジノでの獲得金」が課税対象、いずれの所得類型も**所得税よりも広範な所得が課税対象**（所得再分配への考慮）
- ② 稼働所得にかかるCSGは保険料と同じ源泉徴収（痛税感を緩和、脱税リスク軽減）
- ③ 社会保障財源に充当される目的税。他の歳出項目との競合がなく、使途が不明な税目に比べて、納税義務者が心理的に受け入れやすい。

2. 導入の経緯

- 導入前は、社会保険料に大部分を依拠
 - 導入に至るまで、「税と社会保険料の役割分担」に関わる問題について多様な角度から検討
 - 議論の主な背景は、
- ① 1970年代の高度成長の終焉により、失業が増加。さらに、高齢化が進行し、**社会保障支出は急速に増加**（財政的理由）
 - ② 保険料が就労者の稼働所得だけを賦課対象としており、**「より雇用促進的」かつ「より公正」にする必要性**（経済的、社会的公正の理由）

- 税・社会保険料の「年収の壁」が、配偶者の就業調整の原因との指摘
- 配偶者の収入要件がある企業の配偶者手当も就業調整の一因に

税・社会保険料の「年収の壁」

配偶者の年収	配偶者			世帯主	
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
～100万円	なし				対象外
100万円～	発生	なし		対象	
103万円～		発生	なし	対象外	対象
106万円～			発生 ※適用拡大対象		
130万円～			発生 ※適用拡大未対象		
150万円～					控除額縮減
201万円～					対象外

出所：各種税・社会保険料に関する資料より経団連事務局作成

社会保険の適用拡大の対象企業

従来
従業員数**501人**
以上の企業



2022年10月～
従業員数**101人**
以上の企業



2024年10月～
従業員数**51人**
以上の企業

出所：厚生労働省資料より経団連事務局作成

社会保険の適用拡大の対象者

- ※ 以下のすべてを満たすパート・アルバイトが対象
- ❑ 週の所定労働時間が20時間以上
 - ❑ 月額賃金が8.8万円以上
 - ❑ 2か月を超える雇用の見込み
 - ❑ 学生でない

出所：厚生労働省資料より経団連事務局作成

国民健康保険・国民年金、高齢者が入る介護・後期高齢者医療は、収入が少なくても、**定額の保険料負担あり（ただし軽減措置、免除措置も）**

被用者保険（健康保険（健保組合・協会けんぽ）、厚生年金）には、（壁の内側にいる）**保険料負担なしの者が存在**

1. 医療・介護

（1）健康保険（0～74歳）＋介護（40～64歳）

・国民健康保険

未就学児も含め均等割の保険料負担あり（ただし7割、5割、2割軽減措置あり）

・健保組合・協会けんぽ

年収130万円未満は保険料負担なし（子も含め被扶養者扱い）

（2）後期高齢者医療（75歳以上）

国民健康保険同様、均等割の保険料負担あり（ただし7割、5割、2割軽減措置あり）

（3）介護（65歳以上）

国民健康保険同様、均等割の保険料負担あり（ただし7割、5割、2割軽減措置あり）

2. 年金

（1）国民年金

保険料負担あり（ただし、全額・3/4・半額・1/4の保険料免除あり）

（2）厚生年金

年収130万円未満は保険料負担なし（第3号被保険者）

年収100万円のパート労働者（45歳）の社会保険料

年収100万円のパート労働者でも、同居家族の職業によって、社会保険料の負担や給付が大きく異なる
サラリーマンの配偶者は、フリーランスの配偶者と比較し、社会保険料を直接負担せずに済んでいる（壁の恩恵を受ける）
他方、フリーランスの配偶者は、低収入であっても医療・介護保険料の均等割負担がある

	例：中小企業勤務の サラリーマンの配偶者	例：フリーランスの配偶者
医療保険料	協会けんぽの被扶養者 0円	国民健康保険加入者 4,800円/月 (均等割のみ)
介護保険料	協会けんぽの被扶養者 0円	国民健康保険加入者 1,525円/月 (均等割のみ)
年金保険料	国民年金第3号被保険者 0円	国民年金第1号被保険者 16,590円/月 ただし保険料の3/4免除の申請も可能 その場合将来もらえる基礎年金は5/8

※フリーランスの配偶者の医療・介護保険料は、東京都江戸川区の国民健康保険料シミュレーションを活用して計算
年収100万円であれば、現在の被用者保険の適用基準（月収8.8万円、年収106万円）ならびに国民年金保険料の全額免除の所得基準（扶養親族の数×35万円+32万円）を満たしていない